

第 2 期南島原市地域福祉計画

第 2 期南島原市地域福祉活動計画



平成 28 年 3 月

南島原市

南島原市社会福祉協議会

第 2 期 南島原市地域福祉計画

第 2 期 南島原市地域福祉活動計画

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景・目的	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3

第2章 南島原市の現状と将来予測

1 超高齢化社会の出現	5
2 要援護者の増加	7
3 家族形態の多様化	11
4 地域福祉に関わる課題	13

第3章 基本理念・基本目標

1 計画の基本理念	15
2 基本目標	16
3 計画の体系	18

第4章 施策の展開

基本目標1 心豊かなふれあいと支えあいのまちづくり

1 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発	19
2 地域における交流・ふれあいの促進	23
3 地域における支え合いのしくみづくり	27
4 心のバリアフリーの促進	33
5 ボランティア活動の促進	35
6 地域における子育て支援の促進	42

基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

1 きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり	44
2 適切なサービス利用の促進	47

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

- 1 地域における健康づくり・介護予防の促進 49
- 2 生きがい活動の促進 53

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

- 1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり 55
- 2 地域における防犯活動の促進 59
- 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり 61
- 4 生活環境の保全 63

第5章 地域福祉活動計画

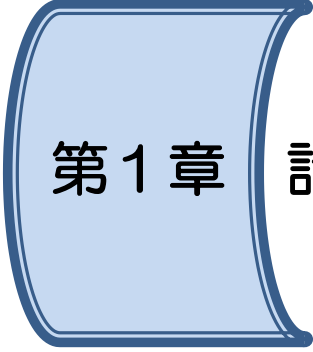
- 1 地域福祉活動計画の概要 65
- 2 地域福祉活動計画の展開 69
 - 基本目標1 心豊かなれあいと支え合いのまちづくり 69
 - 基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり 70
 - 基本目標3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり 71
 - 基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり 73

第6章 計画の推進

- 1 計画内容の周知徹底 75
- 2 関係機関などとの連携・協働 75
- 3 計画の進捗管理 75

参考資料

- 南島原市地域福祉計画等策定委員会設置要綱 77
- 南島原市地域福祉計画等策定委員会委員名簿 78

A light blue, rounded rectangular shape with a dark blue border and a slight shadow effect, positioned to the left of the chapter title.

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」という言葉は、平成12年の「社会福祉法」の法改正の中で明記され、広く使われるようになりました。

私たちが住む地域には、男性も女性も、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、さまざまな人が生活しています。「地域福祉」とはこうした地域に住む人々がそれぞれ自立し、自分らしく安心して充実した生活を送れるようにすることです。

地域住民との支え合いや助け合い、また、住民活動、ボランティア活動等と、行政や事業者が提供する福祉サービス等を組み合わせて、新たな地域の形を具体化していこうという考え方です。

2 計画策定の背景・目的

近年、少子高齢化や単独世帯、夫婦世帯、核家族の増加など世帯規模の縮小等、また個人のライフスタイルの多様化等を背景にして、家庭や地域のなかで孤立する人や地域への関心が低い人が増加し、地域に住む住民同士のつながりの希薄化、コミュニティの弱体化といった状況がみられます。

このため、家庭における介護や養育の困難化、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者による介護、児童虐待、引きこもり、生活困窮など地域におけるさまざまな課題が生じており、これまでの社会福祉の枠組みでは十分に対応しきれない状況となっています。

住民誰もが幸せに暮らせる地域社会を実現するためには、行政が行う「公助」だけでなく、個人や家族の自らの努力による「自助」や、地域住民同士の助け合い、ボランティア、NPO等による支援の「互助」、社会保険制度や介護保険制度のような制度化された相互扶助による「共助」の役割がたいへん重要となっています。また地域の防犯・防災、自然環境の保護など住民活動と一体となった広い意味での地域福祉活動が求められています。

南島原市では、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進めていくための指針となるべき計画として、「南島原市地域福祉計画・南島原市地域福祉活動計画」（平成28～32年度）を策定しました。

3 計画の位置付け

南島原市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」で

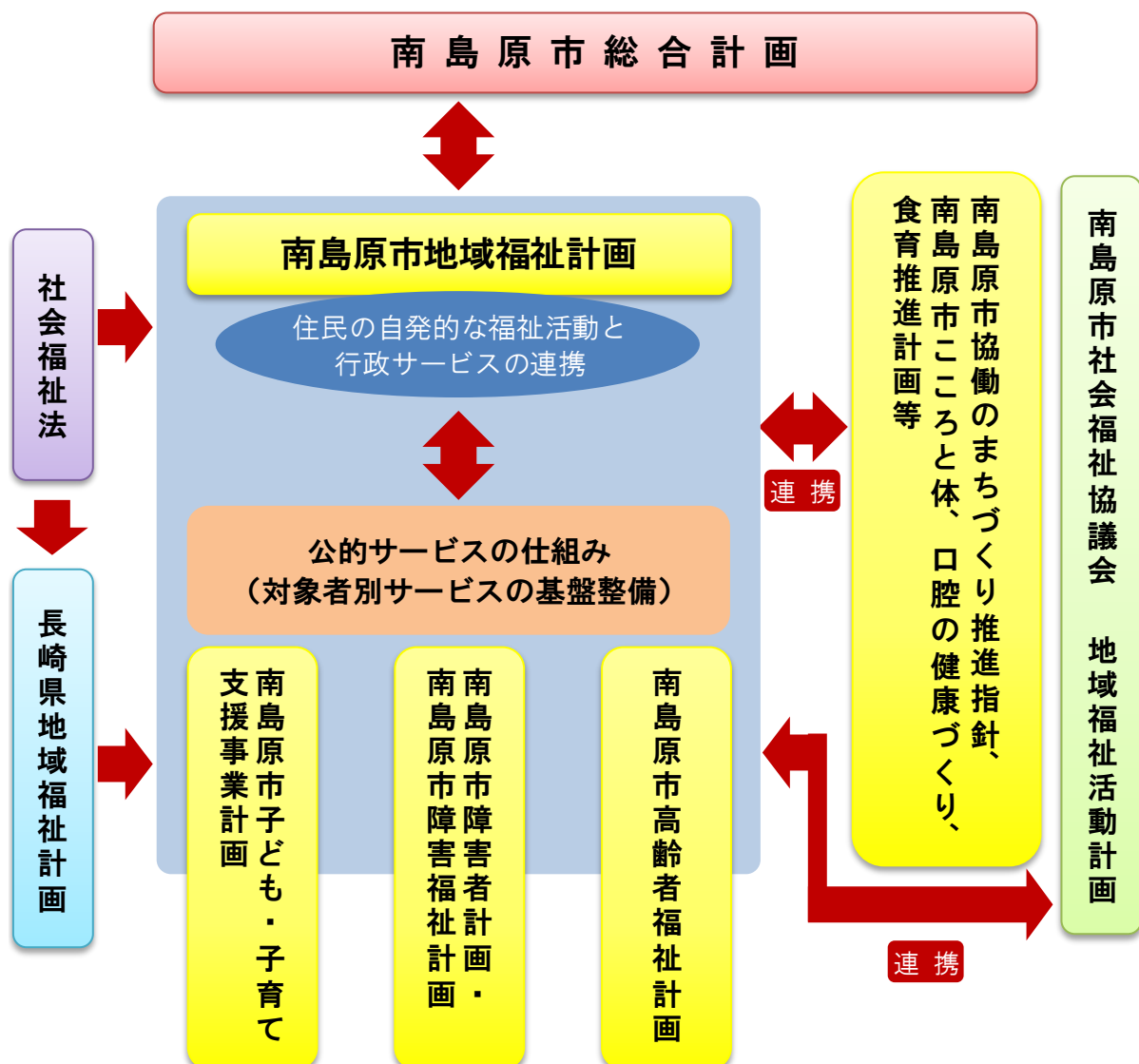
あり、市民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための行政計画です。また、同計画は、「南島原市総合計画」を上位計画とし、まちづくり、保健、福祉分野など各個別計画に共通する、「地域」という共通の理念を相互に関連付けるマスタープランとして、地域福祉を具体化するための個別施策や地域の課題に対応した施策により構成される計画です。

一方、南島原市地域福祉活動計画は、南島原市社会福祉協議会が中心となって策定する民間の計画で、住民自身が地域福祉の推進に取り組むための行動計画です。

このように地域福祉計画と地域福祉活動計画は法的性格に違いはありますが、両計画ともに、住民参加を通じて地域福祉の推進を図るという共通の目的を持ちます。したがって、計画策定にあたっては、各地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉の基本理念や地域住民による福祉活動への支援策などを共有し、お互いの連携を図ることが重要です。

本市では、このような観点からこれら 2 つの計画を一体的に策定することとしました。

図1-1 本計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、本計画の上位計画である「南島原市総合計画」が平成29年度までの計画であるため、本計画においても進捗状況や成果について検証しながら、総合計画との整合性を図り、状況に応じて見直しを行うものとします。

5 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、地域福祉を推進するうえで大きな役割を担う南島原市社会福祉協議会と連携して策定しました。

(1) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、地域社会の現状や地域活動等への参加状況を把握し、市民ニーズに即した計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

表1-1 市民アンケート調査の概要

・調査対象	市内在住の20歳以上79歳までの一般男女
・抽出法	住民基本台帳より、性・年代別に均等割付抽出
・調査方法	郵送配布・郵送回収法
・調査期間	平成27年9月3日（木）～9月18日（金）
・回収結果	配布数：2,000件 有効回収数：706件（有効回収率35.3%）

(2) 地域団体へのアンケート

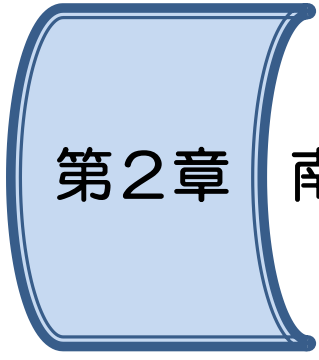
地域活動を実践している自治会や団体のうち6団体について、組織運営や活動についての課題と考える地域の問題点について調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

(3) 南島原市地域福祉計画等策定委員会の設置

本計画を策定するにあたって、社会福祉事業、社会福祉団体、次世代育成団体、市民団体の関係者等からなる「南島原市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、計画の審議を行ってきました。

(4) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様のご意見を反映させるため、平成28年2月15日から平成28年2月29日までパブリックコメントを実施しました。

A light blue, rounded rectangular shape with a dark blue outline and a slight 3D effect, positioned to the left of the chapter title.

第2章 南島原市の現状と将来予測

第2章 南島原市の現状と将来予測

1 超高齢化社会の出現

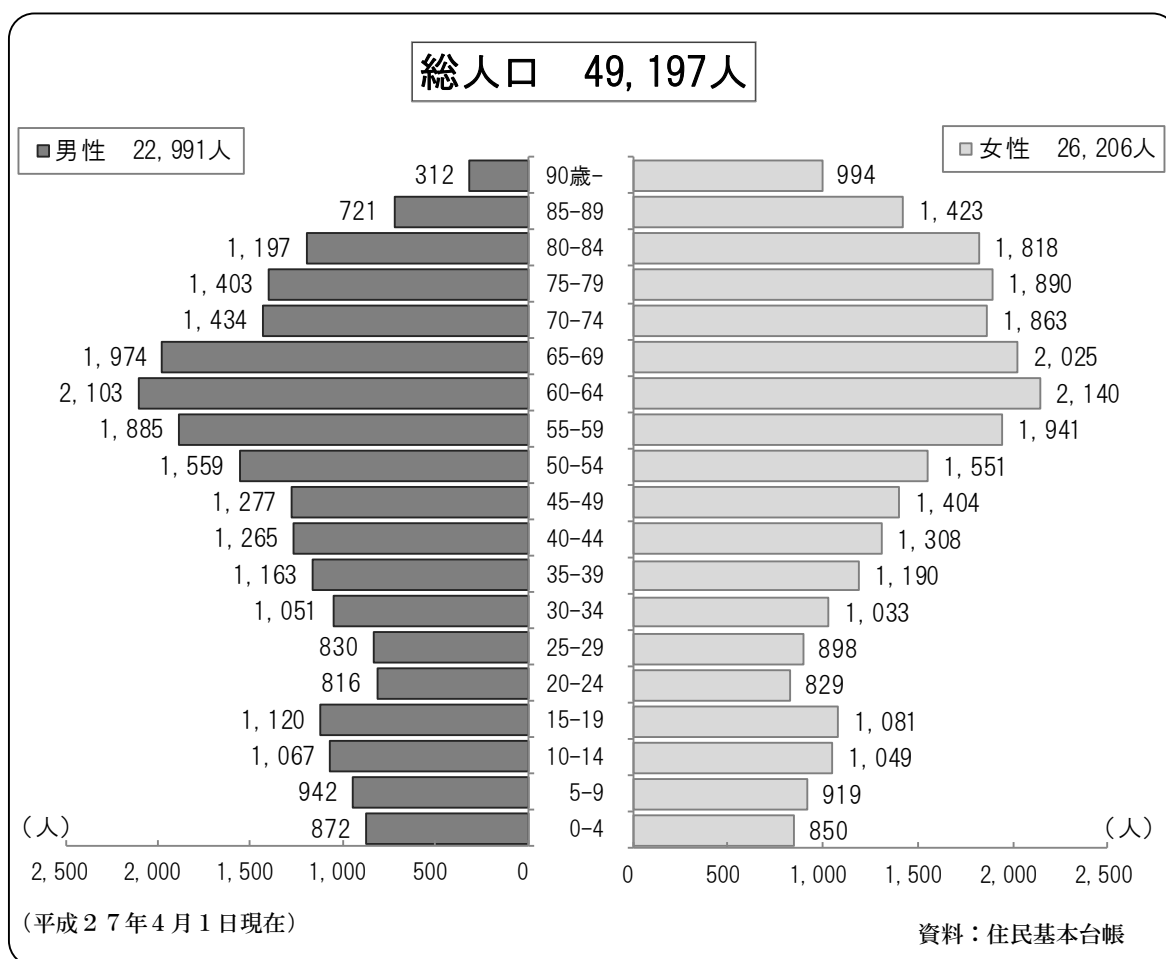
(1) 人口構成

本市の人口ピラミッドは、男女ともに「55～59 歳」、「60～64 歳」、「65～69 歳」のふくらみが大きく、今後ますます高齢者が多くなっていくことが予想できます。加えて54歳以下の層は、男女とも年齢が若くなるにつれ減少しており、地域を支える次世代の人口比率が小さく、超高齢化社会が現実のものとなります。

従って、今後は高齢になっても元気で生活していただくための介護予防事業における一次予防や二次予防事業の重要性がさらに増し、高齢者の見守り活動や生き生きサロン活動、災害時の避難行動要支援者の支援体制の構築等がなくてはならないものとなります。

また「0～4 歳」の子どもや、「20～24 歳」、「25～29 歳」の今後、子どもを産み育てることを期待される年齢層が少なく、少子化も懸念されます。

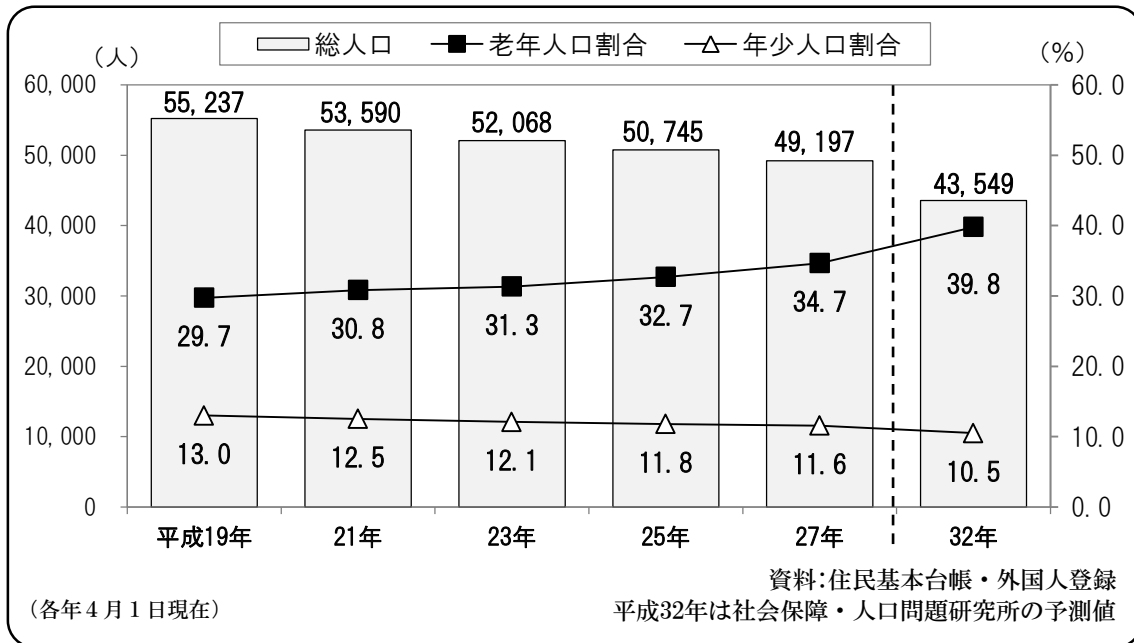
図2-1 人口の年齢別分布



(2) 年齢3区分別の人口推移と将来予測

わが国では、世界にも例をみないスピードで少子高齢化が進んでおり、「超高齢化社会」が到来していると言われています。南島原市でも総人口は微減を続けるなか、子どもの人口、生産年齢人口は減少を続け、老年人口は増加を続けています。そして平成32年には、老年人口はほぼ4割をしめると予測されます。

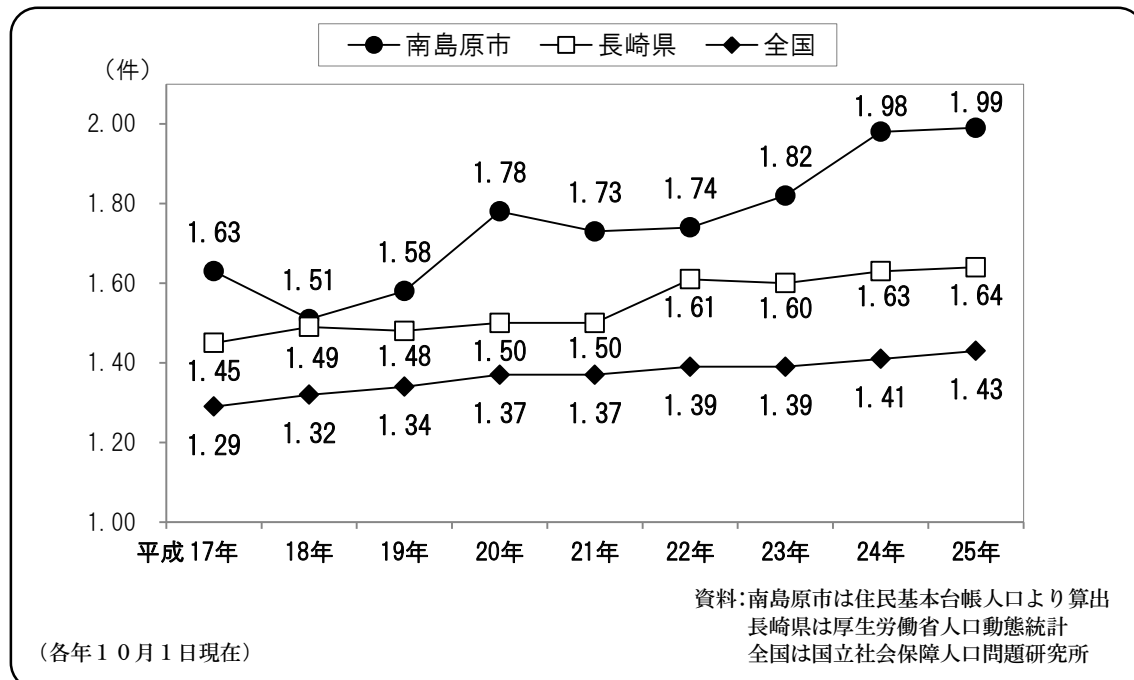
図2-2 年齢3区分別人口推移と将来予測



(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は平成24年、平成25年とほぼ2.0に近い状況にあり、全国平均、県平均を上回っています。しかし、20歳代の人口が少ないため、出生数自体が低く、先の「0～4歳」の子ども数の少なさを物語っています。

図2-3 合計特殊出生率の推移

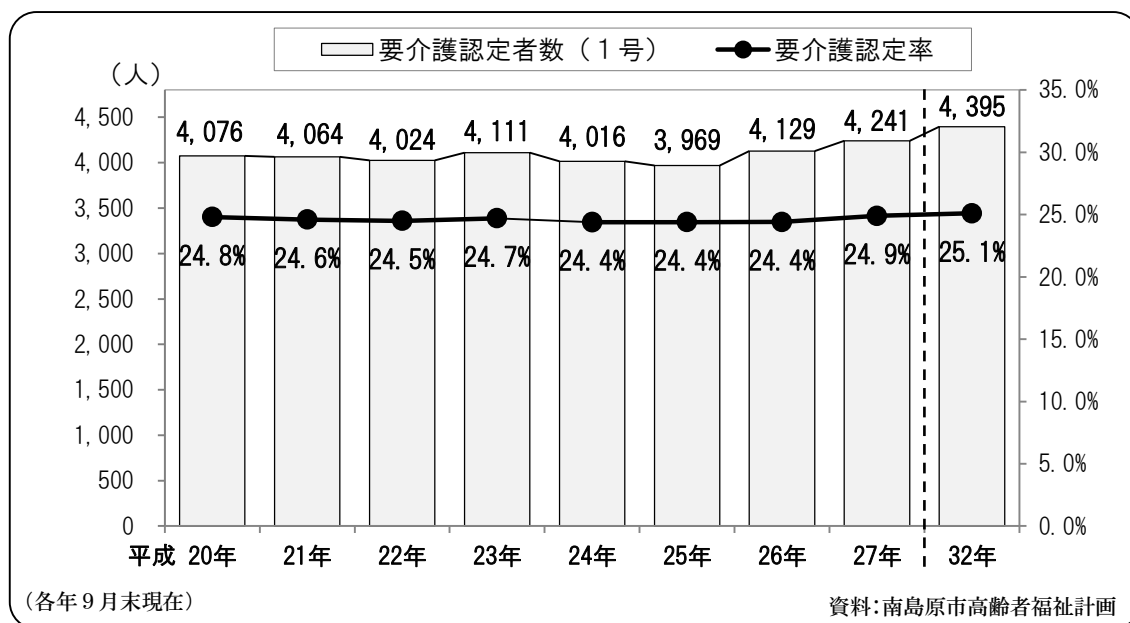


2 要介護者の増加

(1) 要介護高齢者の状況

平成20年から平成25年までは、4,000名程度で推移していた65歳以上の要介護認定者数は、平成25年以降、微増しています。要介護認定率は24%から25%程度であり、今後は高齢化の進展とともに介護を必要とする高齢者の増加が予想されます。

図2-4 要介護認定者及び要介護認定率の推移



(2) 障がいを持つ人の状況

各種障害者手帳所持者数の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は障害種別、障害区分別ともに概ね減少傾向にあります。しかし、療育手帳所持者数および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

表2-1 障害別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

障害種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚障害	313	309	292	282	264
聴覚・平衡機能障害	310	298	278	265	265
音声・言語障害	36	35	30	33	34
肢体不自由	1,485	1,478	1,455	1,474	1,434
内部障害	835	839	835	845	820
合 計	2,979	2,959	2,890	2,899	2,817

※各年度末現在

表2-2 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 級	877	869	869	875	831
2 級	504	496	463	454	433
3 級	483	477	464	479	470
4 級	624	638	645	655	646
5 級	275	269	255	251	247
6 級	216	210	194	185	190
合 計	2,979	2,959	2,890	2,899	2,817

※各年度末現在

表2-3 障害程度別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
A 1 判定	126	129	130	128	124
A 2 判定	115	114	110	114	111
B 1 判定	163	170	177	181	178
B 2 判定	100	97	101	106	109
合 計	504	510	518	529	522

※各年度末現在

表2-4 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 級	60	64	69	74	54
2 級	237	260	279	290	262
3 級	47	51	57	66	58
合 計	344	375	405	430	374

※各年度末現在

(3) 経済的援助の必要な人の状況

本市の生活保護受給率は、全国平均や県平均よりも低い状況にあります。

また、平成20年のリーマンショックを境に、増加していた生活保護世帯、保護者数は平成25～26年に減少に転じましたが、今後、高齢化がすすむことで生活保護世帯の増加が懸念されます。

図2-5 生活保護世帯数 及び 生活保護受給者数の推移

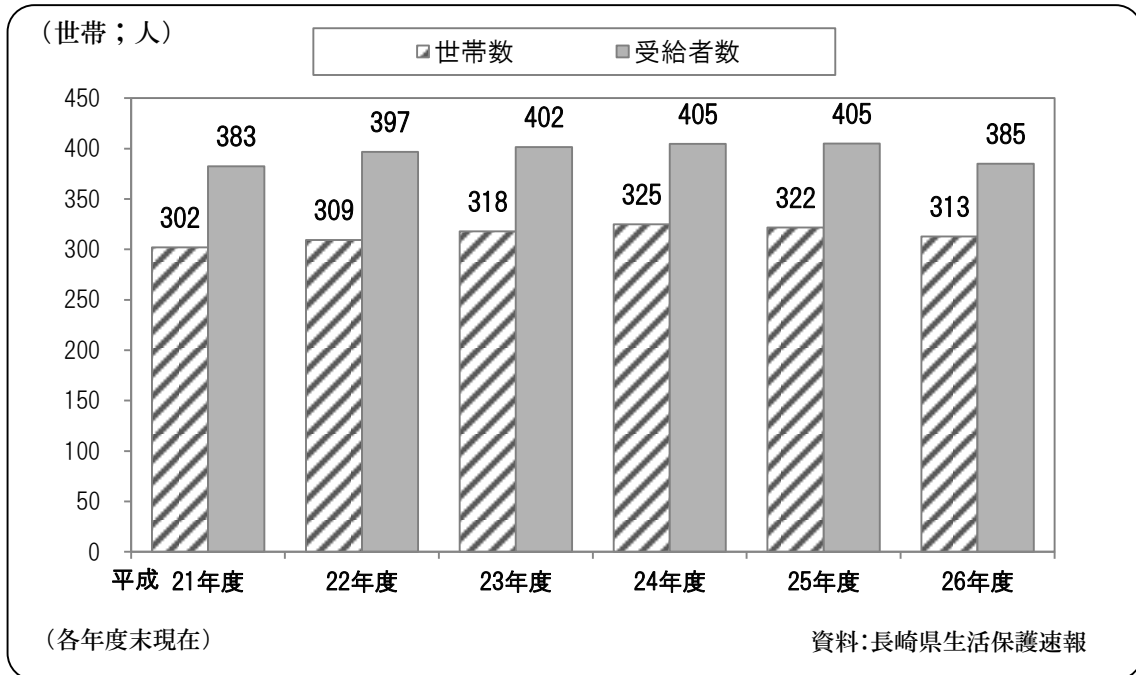


図2-6 生活保護率の推移

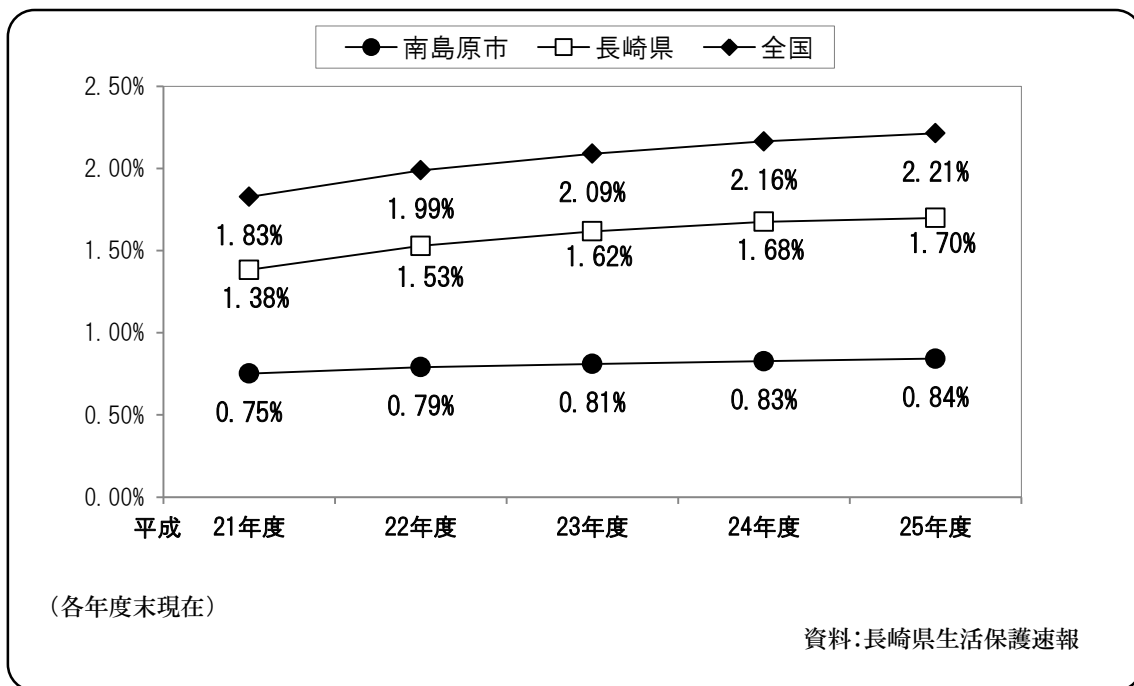
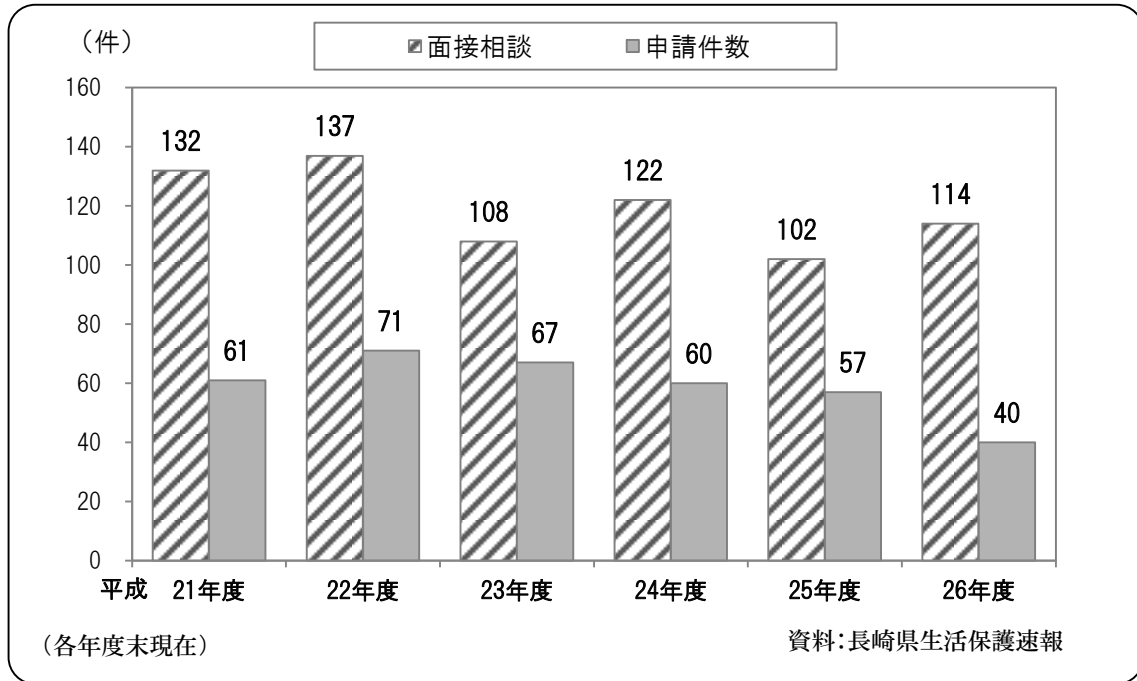


図2-7 生活保護率の推移



3 家族形態の多様化

世帯数は、平成2年の17,047世帯から平成22年に16,982世帯とほぼ横ばいで推移しています。しかし、単独世帯と核家族世帯が増加し、高齢者の単身世帯、高齢夫婦世帯の増加も見られます。

図3-1 世帯類型の状況の推移

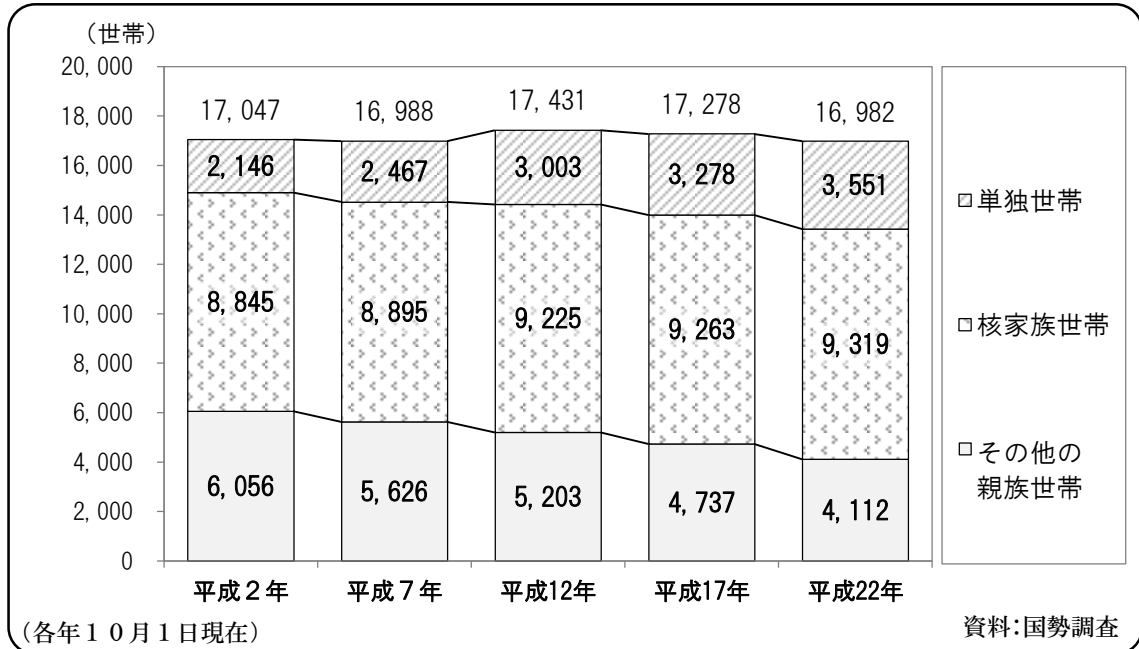
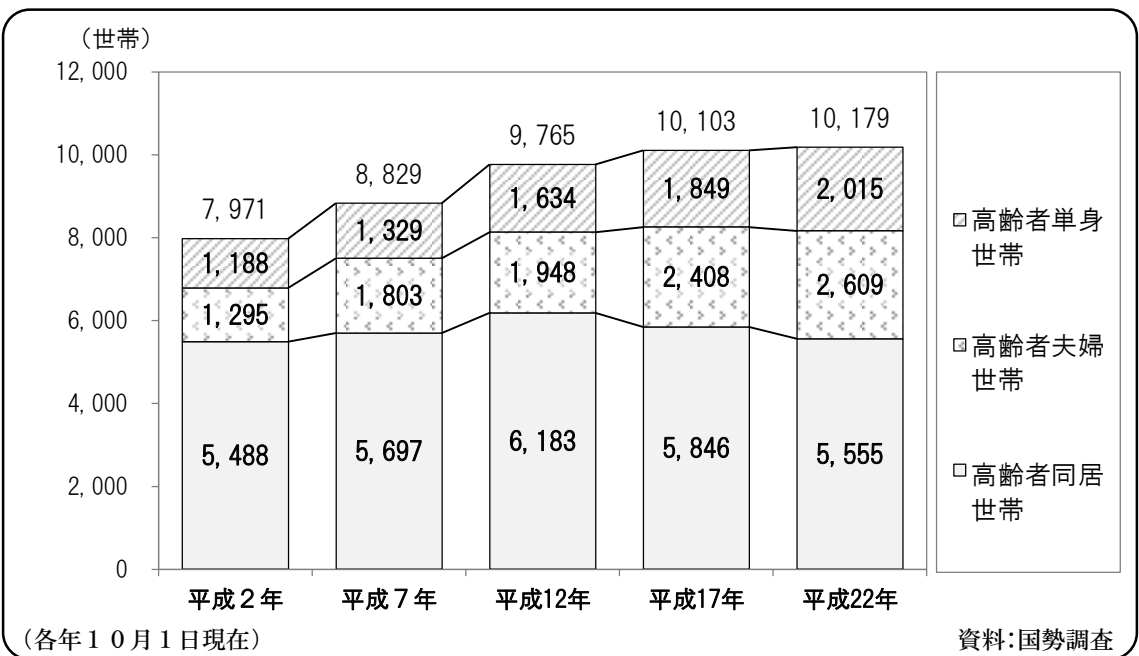


図3-2 高齢者のいる世帯の状況の推移



婚姻件数を平成5年から平成25年にかけて見ると、人口の減少とともに減少傾向にあります。この一方で、離婚件数は平成25年に減少しましたが、平成20年までは増加傾向にありました。その結果、母子世帯数は平成7年以降、増加の傾向にあり、父子世帯も平成17年から平成22年にかけて増加していると考えられます。

図3-3 婚姻・離婚件数の推移

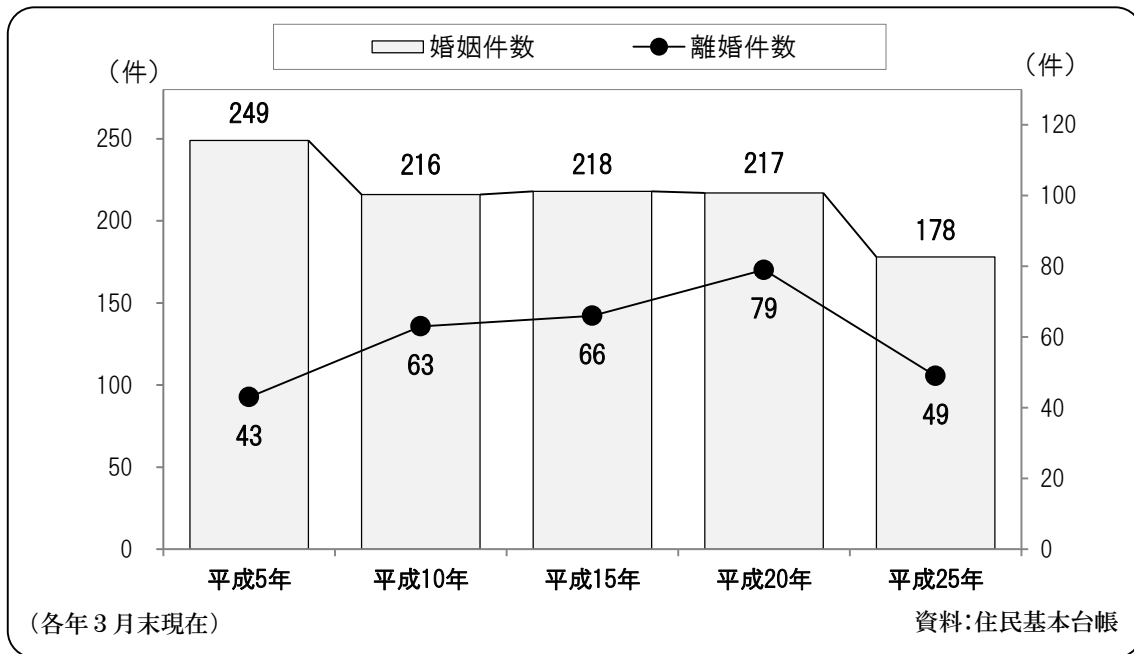
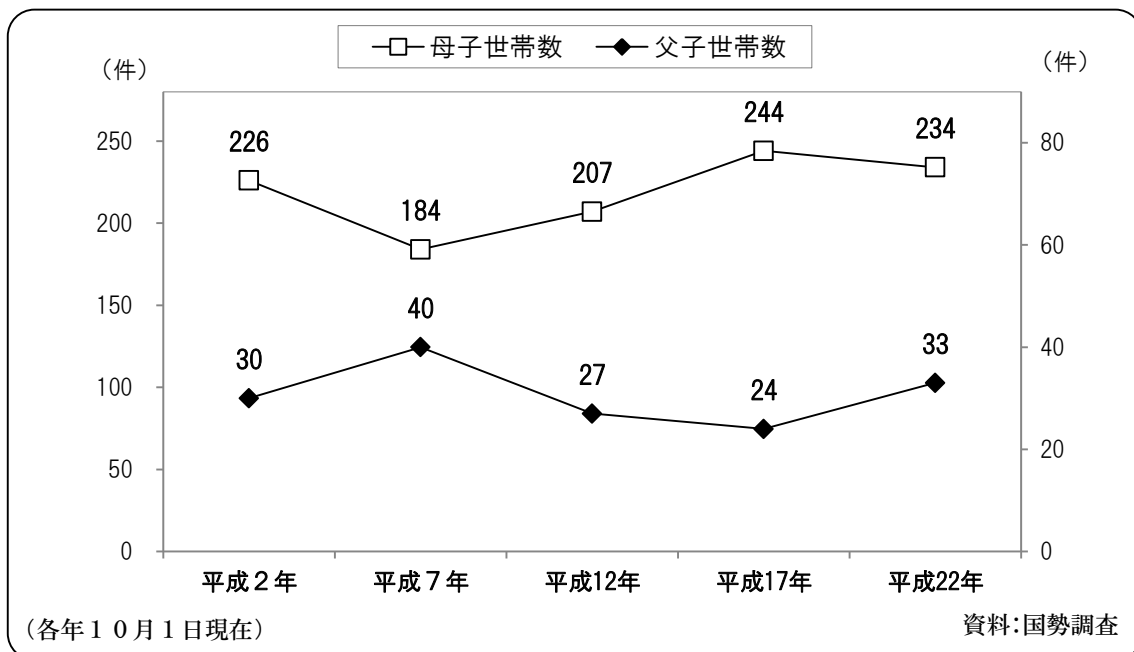


図3-4 母子世帯・父子世帯数の推移



4 地域福祉に関わる課題

市民アンケート、地域団体へのアンケートの結果、統計データ等から、地域福祉に関わる本市の課題を整理しました。

（１）支援を必要とする人の増加

今後、ますます高齢者人口が増加することにより、高齢者の単独世帯や高齢者のみの世帯、要介護高齢者等の増加が予想されます。一方、高齢者を支える立場の生産年齢人口は減少傾向にあります。また、障がい者や生活保護世帯、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあり、今後、支援を必要とする人たちが増加すると予想されます。

（２）近所付き合い・助け合いの促進

地域を支える年齢層が減少していくなか、地域を支える住民のまとまりと問題意識の共有が必要です。そのためには、まず近所付き合いから見直し、付き合いを広め、その度合いを深めていく必要があります。

地域の課題として、住民自身が「近所付き合いや助け合いが必要」と思いながらも、実際には、なかなか広がってっていない状況があります。特に年齢の若い人や賃貸住宅に住む人では、近所付き合いをあまりしない傾向にあります。地域福祉を進める基盤として、近所同士のつながりや絆を深めていくことが必要です。

（３）地域活動の活性化

市民へのアンケートの結果では、NPO やボランティア、地域の活動などへの参加率は2割を切っている状況です。自治会への加入率も下がってきています。また、地域社会での自主的な協力関係については76%の市民が必要と答えているものの、福祉活動への関心は半数を超える程度です。その一方で、地域活動やボランティア、福祉に関する情報提供を望む声は多くあり、地域活動の活性化を早急にすすめることが重要です。

特に、定年退職をした元気な高齢者がしばらくの間、増えてきます。この方々の知恵や経験を地域の活動に役立ててもらいながら、下の世代も巻き込んだ、超高齢化社会を見据えた、地域福祉の仕組みづくりが必要です。

（４）福祉に関する情報提供の充実

地域の活動や福祉活動に関する関心度は高くはないものの、住民同士もっと知り合うことや、住民が福祉に関心を持つこと、そして福祉活動に関する情報提供を望んでいる市民が多くみられました。行政や地域団体はこのニーズに答えていく必要があります。また、市民もこれまでより積極的な情報入手や情報に触れる機会に参加することが求められます。

（５）安全・安心のしくみづくり

市民アンケートの結果では、住民同士が協力して取り組む重要な問題として、「災害時の助け合い」と「一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯への支援」が突出してあげられていました。また、自分の日常生活が不自由になったとき、地域でして欲しい手助けの上位も「災害時の手助け」と「安否確認の声かけ」、「話し相手・相談相手」、「外出の手伝い」といった高齢者への支援と同じ内容でした。

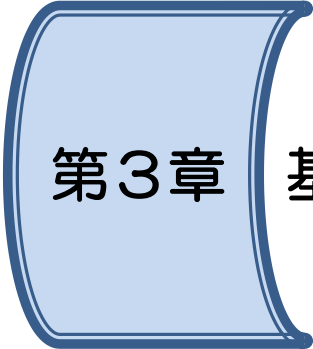
非常時における避難場所の認知や自主防災組織の訓練など、自助、互助による安全・安心の仕組みづくりが必要です。また、普段から「安否確認の声かけ」、「通院など外出の手伝い」、「話し相手・相談相手」や「高齢者の見守り」などの活動が、地域で安心して暮らすために望まれていると考えられます。

今後、このような地域で手助けしてほしいことと地域でできることが、日常的になされるよう、支え合いのしくみづくりを図っていくことが必要です。

（６）地域福祉の担い手の活動促進

地域福祉において重要な役割を担っている市社会福祉協議会に関する認知度はあまり高くありません。今後、地域福祉をすすめていくうえで、活動をアピールし、市民の認知度をあげていくことが必要です。また、市民に対しても地域住民として、近所同士の助け合いや地域活動に積極的に参加するよう、地域福祉意識の啓発をすすめることが必要です。そして、地域団体のリーダーが求める、次代のリーダーの育成も急務です。





第3章 基本理念・基本目標

第3章 基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

本市の最上位計画である「後期 南島原市総合計画」では、基本理念である『南向きに生きよう！「みんなが主役“市民協働のまちづくり”」』を合言葉に、市民の皆様と行政が一体となって、まちづくりに取り組むことを掲げています。

本計画においては、この理念を基本とし、市民、地域団体、福祉関連事業者、南島原市社会福祉協議会、市などが協働し、すべての市民が地域で暮らす人々の個性や価値観、基本的人権を認め、皆が助け合い・支え合いの精神で自立し、地域社会への参加と参画を促し、共に生きる社会をつくることを目指します。

このため、本計画の基本理念を第1期の計画から変更せず「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまち」とします。

基本理念

誰もが輝き、支え合いながら、
安心して生活できる共生のまち

2 基本目標

基本理念の実現を目指して、以下4つの基本目標を設定し、地域住民や地域の様々な団体、福祉サービス事業者、市社会福祉協議会、行政等の活動の活性化を図っていきます。

基本目標1 心豊かなふれあいと支え合いのまちづくり

地域福祉を推進するためには、地域での支え合い、助け合い精神が最も大切です。本市では地域におけるふれあい・交流を促進し、人と人との絆を強め、日常的な安否確認や見守り活動など、市民の福祉意識を高め、地域での支え合い・助け合いを促進します。また、団体やボランティア団体等の活動を活発化し、団体による地域福祉活動も推進し、「心豊かなふれあいと支えあいのまち」をつくります。

基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

子どもから高齢者まで誰もが地域で安心して暮らすためには、必要な人が適切な福祉サービスをいつでも利用できる状態にあることが重要です。また、生活課題についてもいつでも気軽に相談できる体制の整備も重要です。

行政の施策や福祉サービスに関する情報提供や相談体制を充実するとともに、「共助」、「公助」による福祉サービスの基盤整備を推進し、「利用者本位のサービスが受けられるまち」をつくります。

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

高齢化が進むなかで、健康づくりに対する関心を高め、理解を深めていくことが、ますます重要になってきています。日頃から、一人ひとりが健康で、いつまでもいきいきと暮らすことが、地域全体にとっても活力の向上につながり、地域福祉を支える基盤ともなります。

本市では、市民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりや介護予防を実践するとともに、生涯学習や就労、ボランティア活動など、生きがいを感じることでできる機会を増やし、「健やかにいきいきと暮らせるまち」をつくります。

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

すべての市民が地域で自立して生活し、自由に社会参加をするためには、移動手段の確保や利用しやすいまちの整備がされていることが必要です。このため交通弱者に対する移動手段の確保やバリアフリーのまちづくりを推進します。

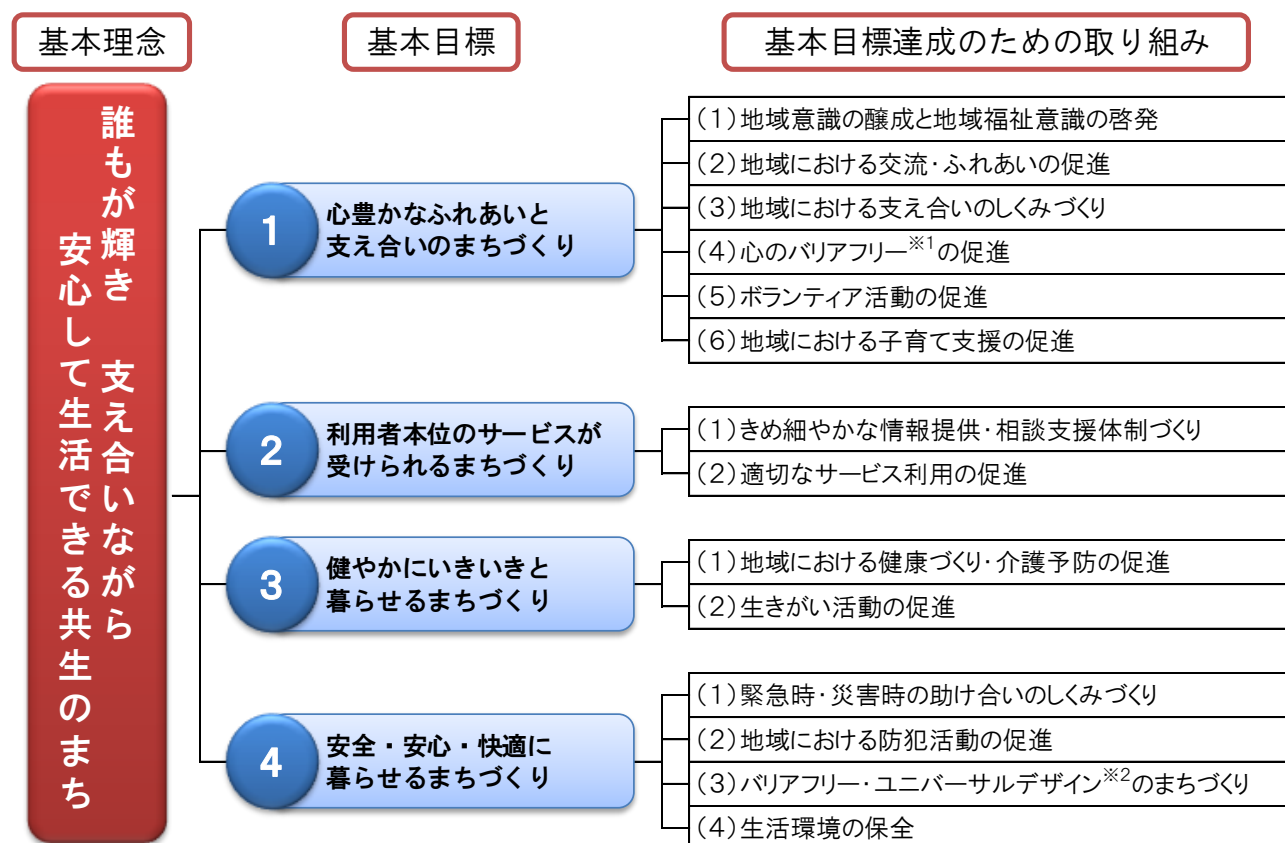
また、地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、避難行動要支援者の避難支援も含めた地域の防災力や防犯力を高めるとともに、地域ぐるみで生活環境の改善・保全に取り組むことによって、誰もが「安全・安心・快適に暮らせるまち」をつくります。



3 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み事項を設定し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みの方向性と役割分担を明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標値を設定することとします。

図3-1 計画の体系図

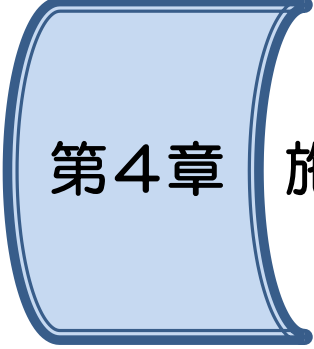


※バリアフリー【Barrier free】

もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（除去）」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。建物の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、現在では高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、あらゆる障壁を除去し、すべての人にとって、日常的に存在する障壁を除去することを意味します。

※ユニバーサルデザイン【Universal Design】

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、デザインすることです。その対象はハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたります。

A light blue, rounded rectangular shape with a dark blue outline and a slight 3D effect, resembling a book cover or a decorative frame.

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 心豊かなふれあいと支えあいのまちづくり

1 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

(1) 現状と課題

近年、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事や交流会などの減少が指摘されています。

今回の市民アンケートの結果でも、地域社会で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要とされながらも、近所付き合いが進んでいないことが明らかになりました。（図4-1 図4-2）

図4-1 地域社会の問題に対する、住民相互の自主的な協力関係の必要性

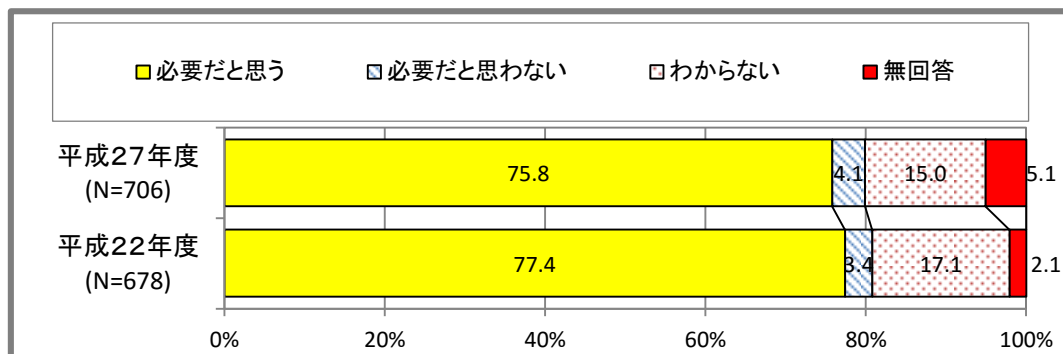
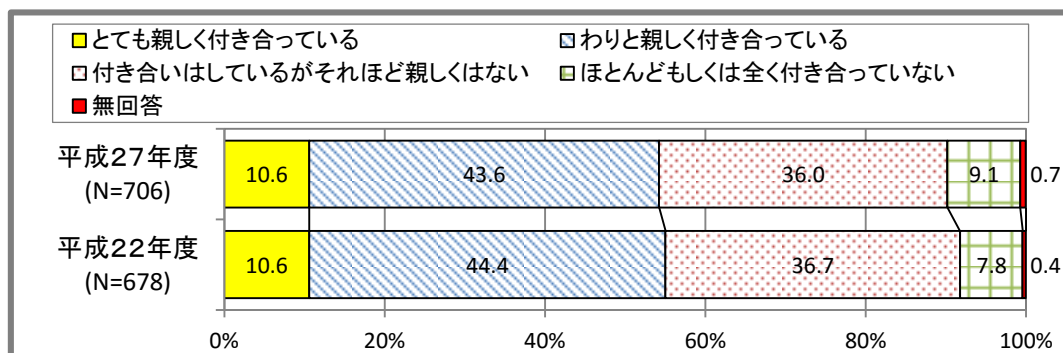


図4-2 近所付き合いの程度



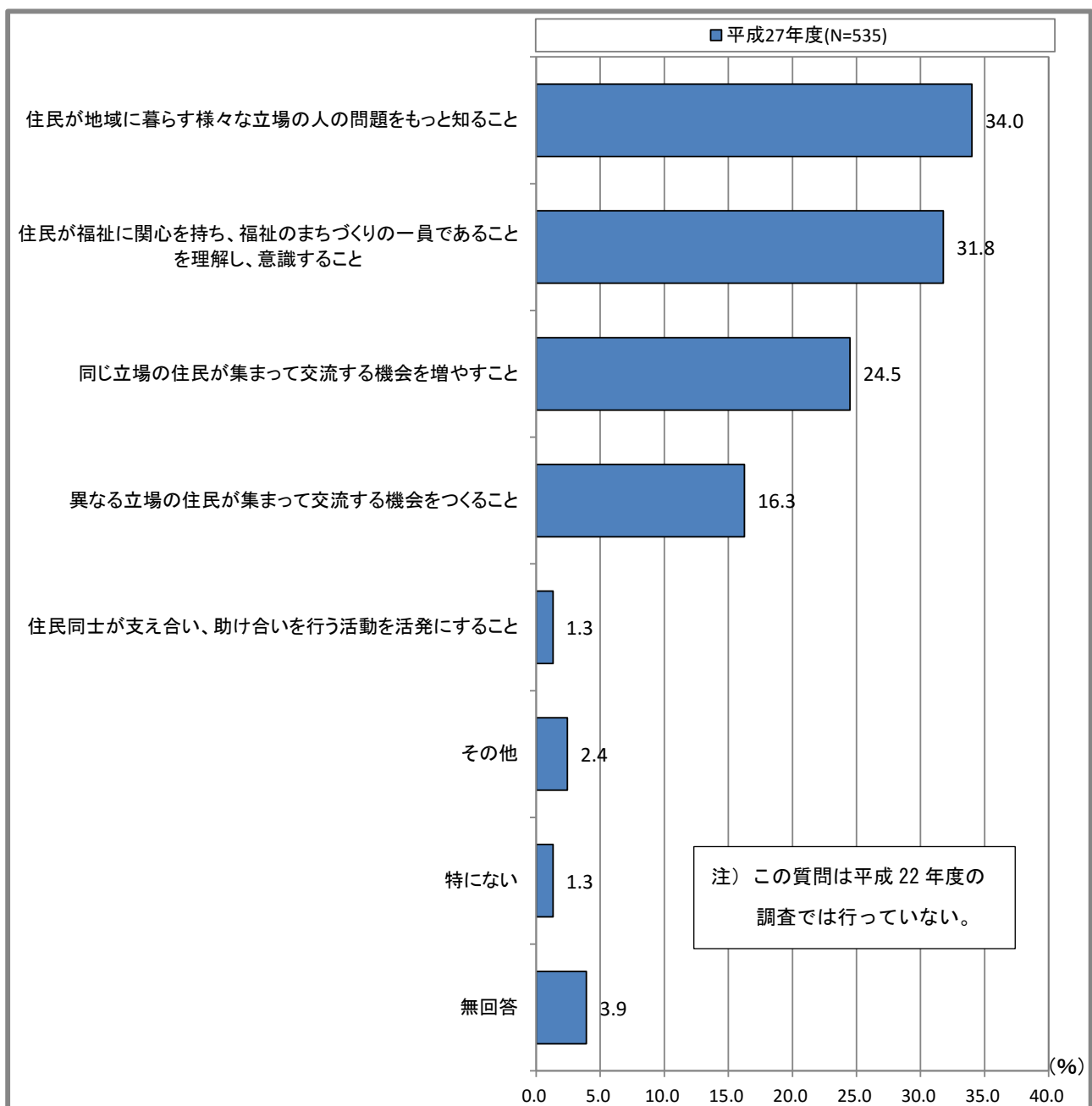
また、住んでいる地域の問題解決策として取り組むこととして、「住民が地域に暮らす様々な立場の人の問題をもっと知ること」、「住民が福祉に関心を持ち、福祉のまちづくりの一員であることを理解し、意識すること」が上位にあげられています。

(図4-3)

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、地域に関心を持ち、地域の事を知る地域意識を醸成し、人と人との絆、交流を深め、お互いに支え合い、助け合う地域福祉意識を高めていく必要があります。

そのためには、家族以外の最も小さい単位として、近所付き合いや近所での助け合い意識を普段の生活のなかで育てていく必要があります。そして地域での交流活動なども促進していくことが重要です。

図4-3 問題を解決するために住民が取り組むべきこと



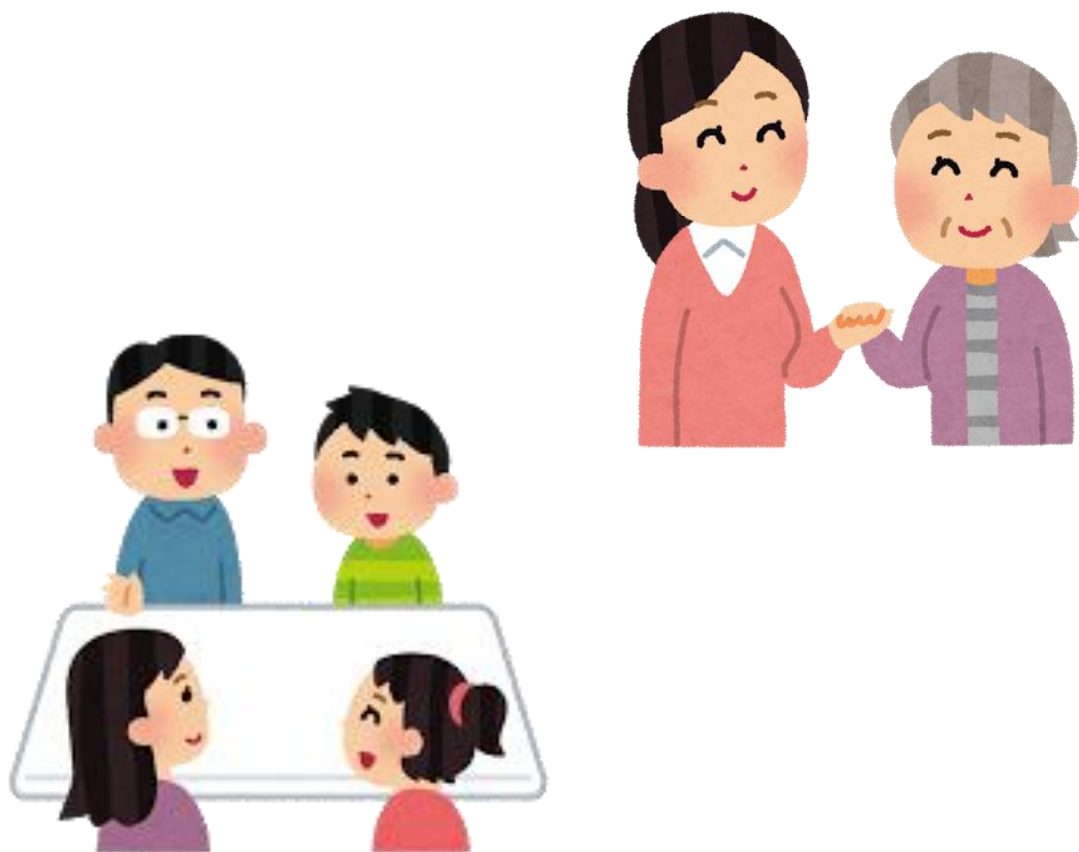
(2) 今後の取り組み

地域意識を高めるには、地域住民自らが隣近所や自治会等の存在意義や役割を認識する必要があります。本市では、近所づきあいを行うだけでなく、隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一員であるとの意識の啓発を図るとともに、地域における活動への積極的な参加を促進します。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 日頃から、あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちます。 ● 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 ● 地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。 ● 転入者や地域活動への参加が少ない方に、地域の行事やイベントなどを教え、誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めます。 ● 住民同士の自主的な話し合いの中で、地域参加の意識付けを行うためのルール作りを行うなど、地域活動の習慣化を図ります。
福祉事業者等	● 地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供やサービス利用当事者の現状の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。 ● 福祉サービスを受ける高齢者や障がい者などが、地域の行事に気軽に参加できるよう、情報収集や情報提供など参加支援を進めます。
市社会福祉協議会	● 各種広報活動や事業の開催を通じて、市民の福祉意識の啓発を図ります。
市（行政）	● 「南島原市協働のまちづくり推進指針」による協働推進の方策や福祉教育、各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行うとともに、先進的な他地区の取り組み内容等に関する情報提供に努めます。 ● 市職員の地域活動への参加を促進します。 ● 学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童生徒の地域福祉への理解を深めていきます。

(3) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成 27 年度)	⇒	目標 (平成 32 年度)
近所の人と「親しく付き合っている」市民の割合	54. 2%	⇒	70. 0%
自治会加入率	84. 8%	⇒	85. 0%



2 地域における交流・ふれあいの促進

(1) 現状と課題

地域生活を送るうえで、住民による支え合い、助け合いが重要であることは言うまでもありません。

この支え合い、助け合いをすすめるうえでは、お互いを知り、思いやりの心を持つことが、より地域での生活に潤いを与え、安心して暮らすための条件ともなります。

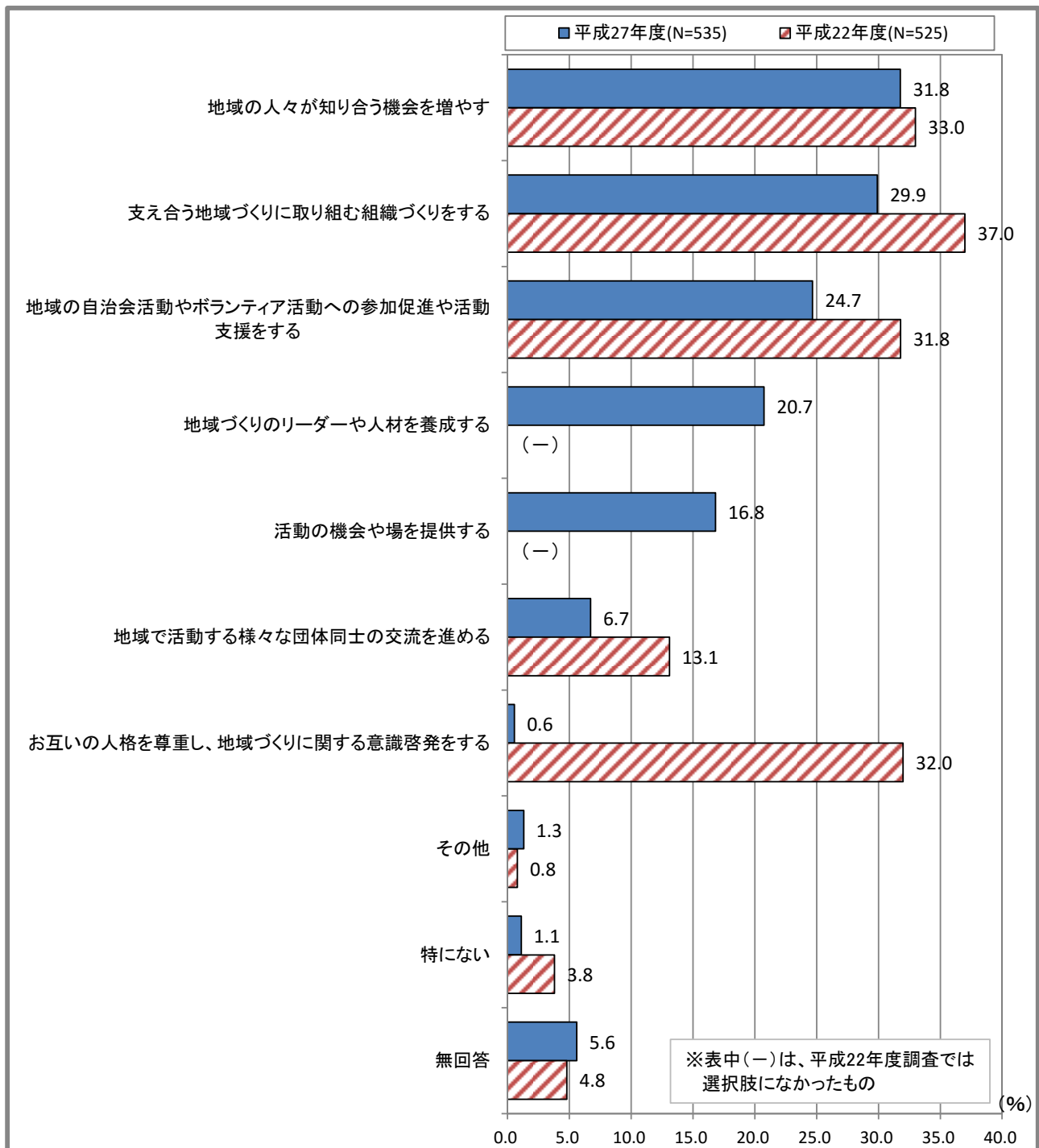
その第一歩として、地域において人々が知り合う機会を増やし、楽しみや生きがいを感じる機会を創出するために地域での交流が活発に行われることが重要です。日頃の交流活動やイベントなど住民が集まるきっかけや仕掛けづくりが必要となります。そしてそのために、住民が気軽に集まれ、利用できる場所の確保が必要です。

本市では既に行われている高齢者の「生き生きサロン」、「子育てサロン」、障がい者に対する各種支援事業など、交流ふれあいの場を設けるための事業については、より多くの地域で、より多くの世代の交流が可能となるよう、その拡充が必要です。

さらに、市内の各福祉事業者においても、サービス利用者とその家族だけでなく、地域住民にも事業内容を理解していただき、サービス利用者と地域住民の交流を促進する取り組みが望まれます。（図4-4）



図4-4 住民同士が支え合う地域づくりのために、南島原市がすべき支援



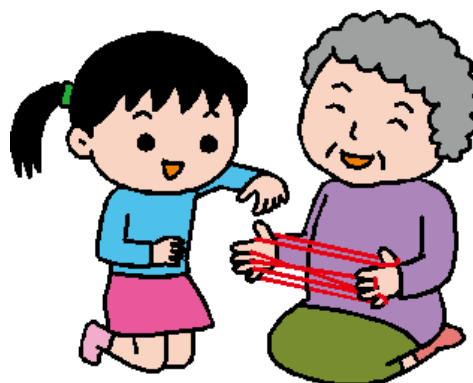
(2) 今後の取り組み

地域における市民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、誰もが気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 隣近所や地域の気の合う仲間同士が日常生活の延長として集い、語り、楽しむ場を積極的に持つよう心がけます。 ● 地域の行事やイベントなど、楽しみながら交流できる場に積極的に参加し、さまざまな人と交流を持ちます。 ● 地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけあうなど、参加しやすい雰囲気をつくります。 ● 子ども会や老人クラブ、婦人団体等の連携によって世代間交流の機会の創出を図ります。 ● 自治公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用していきます。
福祉事業者等	● 学校と連携し、体験学習を通じた交流を図ります。 ● 福祉サービス利用者と地域住民と一緒に楽しめる行事を企画・開催します。
市社会福祉協議会	● 高齢者の生き生きサロンや子育てサロンなど、地域単位での活動支援を通じて、同世代のみならず、世代間の交流やふれあいを啓発します。
市（行政）	● 地域でのふれあい活動や「子育て支援センター事業」をはじめとする各種事業の充実を図ります。 ● 市民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。 ● 高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。 ● 公共施設の空きスペースを利用しやすくし、交流のための場づくりを支援します。 ● 公共施設以外の居場所の確保策について、他市町村の実践例等の情報収集・発信に努めます。

(3) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成27年度)	⇒	目標 (平成32年度)
「生き生きサロン」の設置箇所数（自主運営）	16か所	⇒	30か所
「子育てサロン」の設置箇所数（社協運営）	1か所	⇒	2か所



3 地域における支え合いのしくみづくり

(1) 現状と課題

地域福祉が充実するためには、人と人、人と地域、地域と地域などのつながりが深まる取り組みが必要です。そのために、地域住民一人ひとりの理解と協力を求めながら、声かけや見守りなどの活動を推進したり、地域における話し合いの場を設けるなど、地域組織活動の活性化に向けた取り組みが必要です。住民の温かい心が重なり合い、広がるよう、地域での支え合い、助け合いのしくみづくりに取り組んでいく必要があります。

この支え合い、助け合いの輪を広げるためには、地域の情報を正しく理解することが必要です。どのような支援を必要とする人がどこにいるか、そして、その人はどのような状況にあるかなど、地域福祉をすすめるうえで、基礎的な情報を把握し続けることが必要です。個人情報保護法の施行により、難しい面もありますが、個人情報の保護に十分配慮し、本人の意思を尊重しながら、支援に必要な情報は地域で積極的に共有していくためのしくみづくりが必要です。

地域では、民生委員・児童委員が社会奉仕の精神を持って、高齢者や障がい者、ひきこもり、生活困窮者など支援が必要な人への訪問や情報提供、相談活動などに精力的に取り組んでいます。また、地域の自治会や婦人団体、老人クラブなど様々な組織が地域福祉活動を推進しています。これらの活動を行っている方々、団体においては後継者の問題を抱えていたり、高齢化により活動が弱体化している場合もあります。

今後も市社会福祉協議会を中心に、地域住民参加のもとで地域の実情に即した創意工夫あふれる地域福祉活動やネットワーク型の支援活動が、それぞれの地域で展開されることが望まれます。

市民アンケートの結果（図4-5、図4-6）では、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けがほしいかたずねたところ、「災害時の手助け」が最も高く48%にのぼり、ついで、通常時の「安否確認の声かけ」、「通院など外出の手伝い」、「話し相手・相談相手」、「高齢者の見守り」等が3割を超え、多くみられました。

逆に、隣近所に高齢者や障がい者のある人の介護、子育てで困っている家庭があった場合、どのような支援ができるかをたずねたところ、こちらも「安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」、「話し相手・相談相手」、「買い物の手伝い」、「高齢者の見守り」といった項目が上位にあげられています。やや違いはみられますが、今後、このような、地域で手助けしてほしいことと地域でできることが、日常的になされるよう、支え合いのしくみづくりを図っていくことが必要です。

図4-5 日常生活が不自由になった時、地域に求める手助け

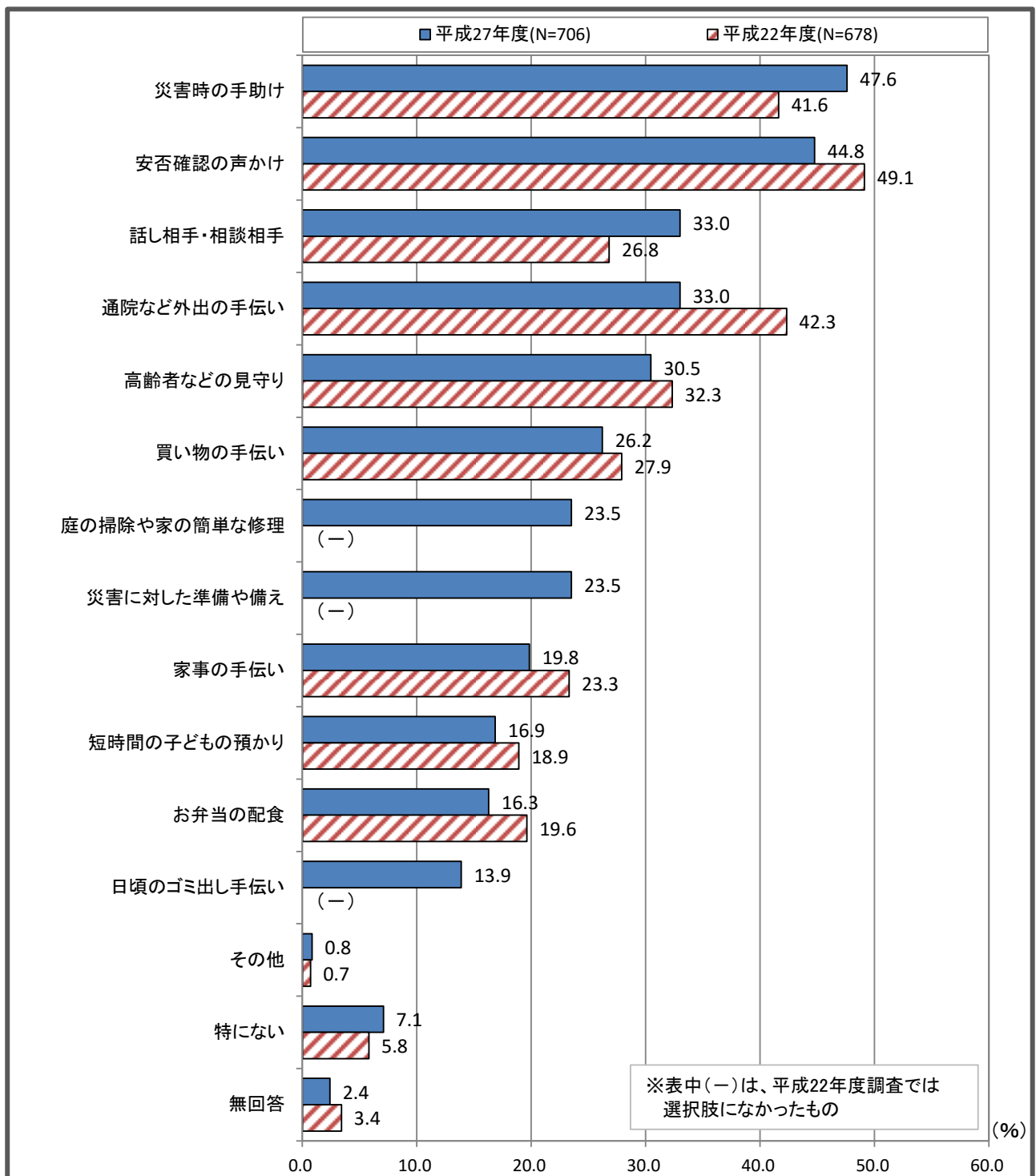
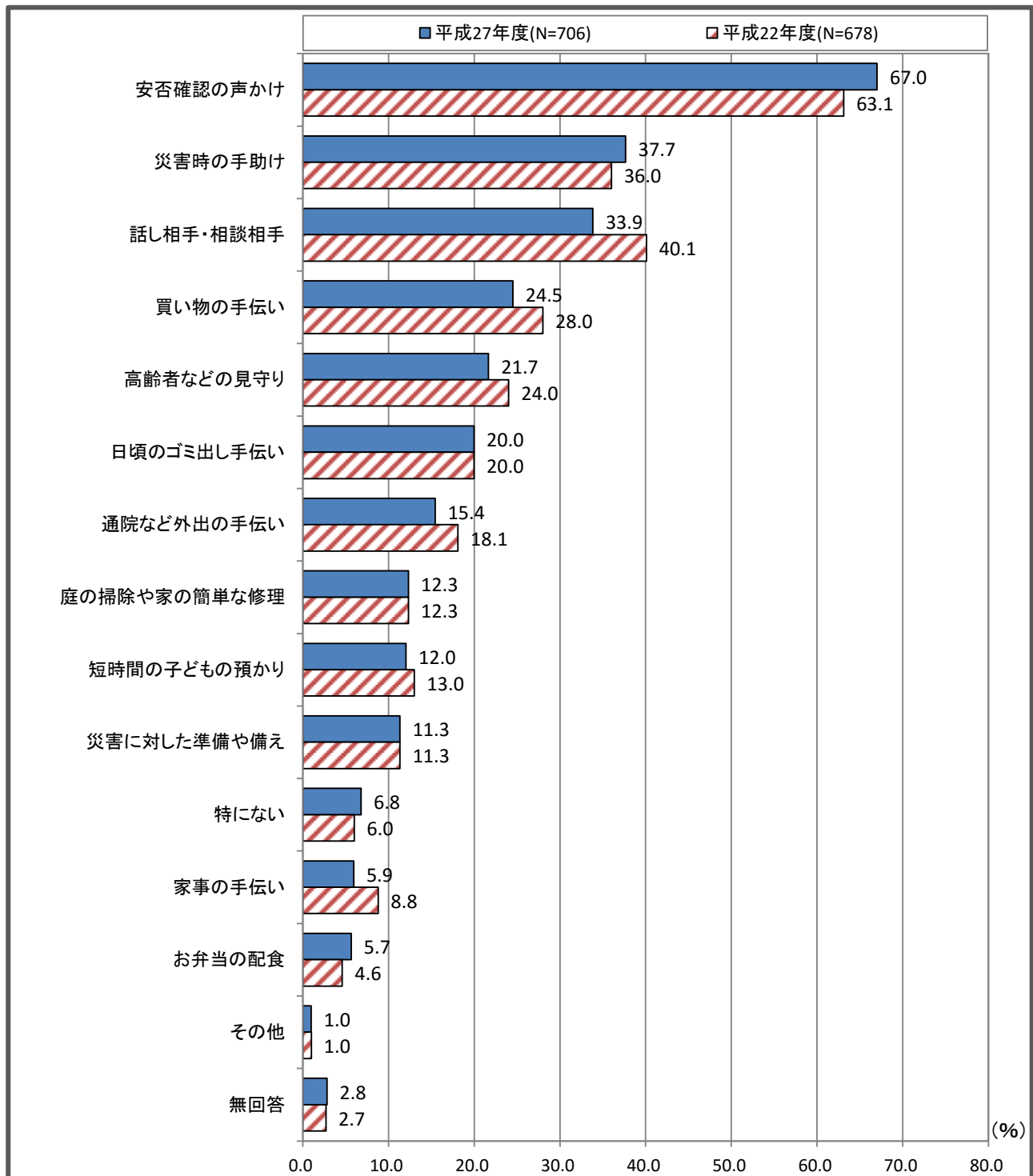


図4-6 隣近所に困っている家庭があった場合、あなたにできる手助け



(2) 今後の取り組み

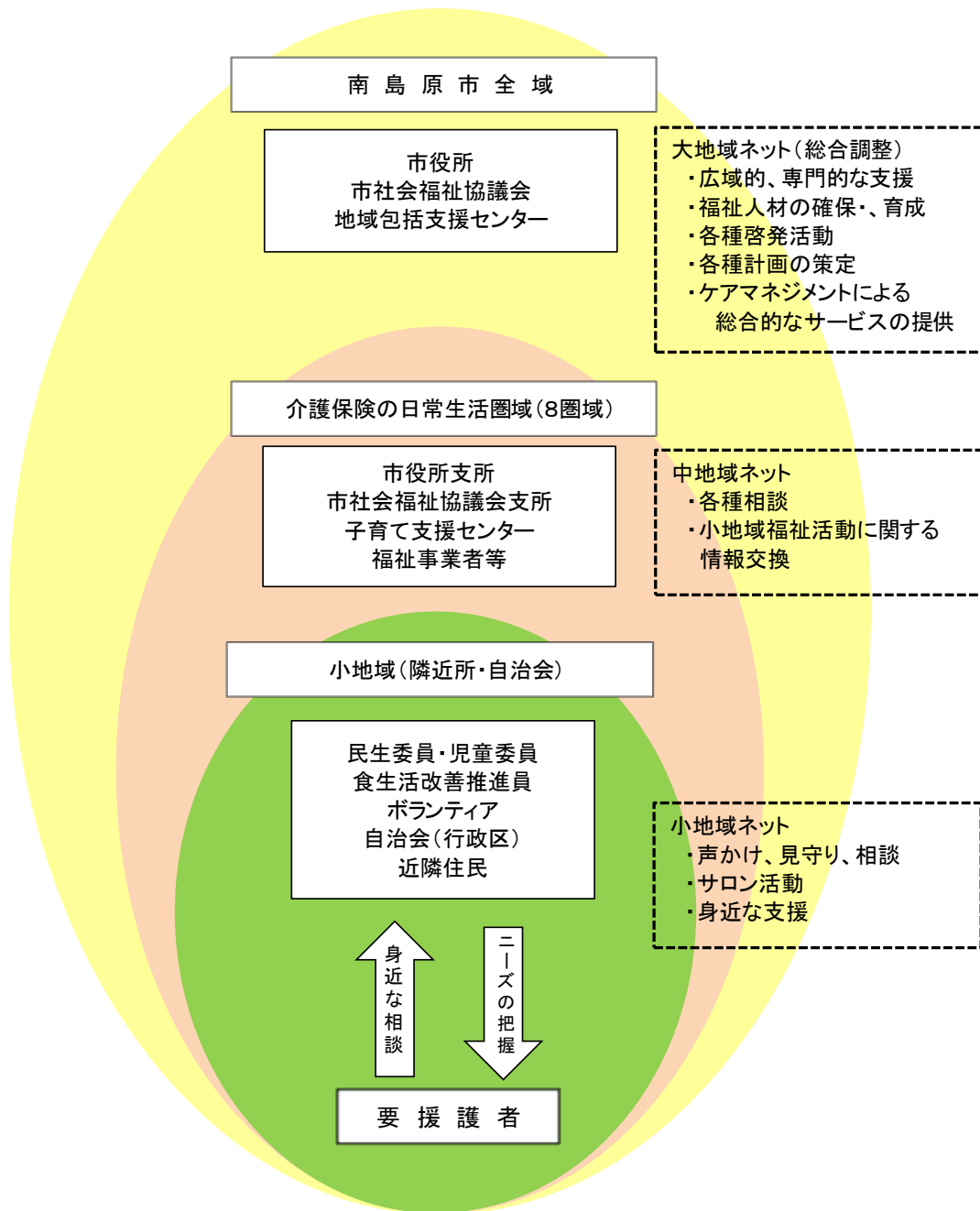
地域における支え合いのしくみを具現化するため、自治会単位で地域情報の交換と共有化を図るとともに、地域住民参加のもとで地域の実情に即した地域福祉活動やネットワーク型の支援活動が展開されるよう、地域福祉力の向上を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者などの地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。 ● 生活課題や福祉課題の解決に向けて、地域の担い手として協力します。 ● 民生委員・児童委員や自治会等の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要な情報交換に努めます。その際、地域福祉活動に必要な個人情報の取り扱いについては、地域の話し合いによるルールづくりに取り組みます。 ● 地域の要配慮者に対する見守り・訪問活動やふれあいサロン活動に取り組みます。 ● 地域の団体として、継続して活動していけるよう、住民を勧誘し、後継者を育成します。
福祉事業者等	● 福祉サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。
市社会福祉協議会	● 各種関係機関との連携を図り、日常的な安否確認や見守り活動ができるよう支援します。 ● 地域の実情に即した地域福祉活動が展開されるよう取り組みます。

取り組みの主体	取り組み内容
市（行政）	● 自治会単位の小地域におけるネットワークにとどまらず、介護保険の日常生活圏域を想定した中地域ネット、さらには市全体を想定した大地域ネットといった重層的なネットワークの構築を図るとともに（図4-7参照）、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって必要不可欠な各種情報の収集・提供に努めます。 ● 民生委員・児童委員の基本的役割と活動内容を市民に周知するとともに、地域住民の福祉ニーズの掘り起こしや、連絡・調整と相談の効果的なすすめ方など、民生委員・児童委員活動のスキルアップにつながる研修を行います。 ● 生活保護制度については、支援を必要とする人には確実に保護を実施するという基本的な考えの下、受給者の自立に向けた就労支援の促進や健康面に着目した支援のほか、不正・不適切受給対策や医療扶助の適正化を図ります。 ● 生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）からの相談支援体制の機能を充実させ、関係機関と連携し、早期自立に向けた支援（就労支援等）を行います。また、生活困窮者が抱える様々な課題等のニーズを把握したうえで、必要な追加支援（生活困窮者自立支援制度における任意事業の活用）を検討します。



図4-7 重層的地域ネットワークのイメージ



(3) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成27年度)	⇒	目標 (平成32年度)
市社会福祉協議会の事業・活動内容の認知率	36.4%	⇒	60.0%
生活自立相談支援センターへの相談件数	87件 (12月末)	⇒	—

4 心のバリアフリーの促進

(1) 現状と課題

地域福祉においては、個人の差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠です。健常者にとって、普段の生活で気にならないことでも、高齢者や障がい者にとっては、不便さを感じたり、また孤独感や悩みを生じることが少なくありません。こうした意識の差は、時として互いの無関心や遠慮につながり、知らず知らずのうちにお互いの気持ちが離れてしまうことが懸念されます。支え合い・ふれあいのまちづくりを構築していくためには、地道にお互いの立場を知り、理解し、認め合うことが大切です。

特に、障がい者については、障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言い難い現実があります。障がい者の地域生活への移行が求められるなか、障がい者に対する理解を深めることは、障がい者の自立支援のみならず、地域福祉を推進するためにも重要です。

また、貧困や失業など生活困窮に陥った人々、障がいをもつ人々、外国籍を有する人々などにたいしても、同じ地域に生活する人として、地域社会への参加と参画を促し、「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点にたって、支え合い・ふれあいのまちづくりを推進していかなければなりません。

(2) 今後の取り組み

自治会や学校、市社会福祉協議会、地域の福祉事業者等との連携により、各種啓発活動や福祉教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあい機会の充実により、心のバリアフリーと多様性の理解を促進します。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。 ● 高齢者や障がい者に対する思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。

取り組みの主体	取り組み内容
福祉事業者等	● 高齢者や障がい者など、当事者の立場を体験する機会の充実に努めます。 ● 障がいや障がい者に対する理解を促進するため、障害福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくりに努めます。 ● 福祉機器を取り扱う事業者においては、ユニバーサルデザインによる製品の紹介、普及に努め、共に生きる社会づくりを支援します。
市社会福祉協議会	● 市内の小・中、高等学校の児童・生徒を対象とする福祉教育の支援を通じて、様々な立場を理解する機会を提供します。 ● 各種事業や講座などを通じ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図ります。
市（行政）	● 障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。 ● 福祉教育の充実により、心のバリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの浸透を図ります。 ● 市が主催する行事にだれもが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。

（３）評価指標と目標

評価指標	現状 (平成 27 年度)	⇒	目標 (平成 32 年度)
福祉・健康に関する学習の実施の割合 (小学校。体験を含む。)	84. 2%	⇒	—
福祉・健康に関する学習の実施の割合 (中学校。体験を含む。)	87. 5%	⇒	—

5 ボランティア活動の促進

(1) 現状と課題

ボランティア活動は、個人の自発的な意志によって行われます。少子高齢化社会ではとりわけ大切な活動であり、地域福祉を支える活動です。

本市では、市社会福祉協議会に「南島原市民活動センター」を置き、市民のボランティア活動の参加促進と支援を図っています。平成27年現在、市民活動センターに登録しているボランティア団体は36団体です。また、自治会や子ども会、老人クラブ、婦人団体の活動なども、ボランティアをしている意識はなくても、実質的にはボランティア活動です。

市民アンケートの結果では、現在、NPO やボランティア、地域の活動に参加している人は2割弱です。前回の平成22年度の調査時点とほとんど変わりがありません。また、この時点でのボランティア参加以降の結果も変わりありません。(図4-8 図4-9)

しかしながら、ボランティア活動に参加できない要因として「活動する時間がないこと」が最も多いものの、「身近に団体や活動内容に関する情報がないこと」「参加するきっかけがないこと」もあげられています。(図4-10)

参加した経験のある人では、「多くの人と知り合いになれた」、「活動をして楽しかった」といった個人的な満足感だけでなく、「社会のために役にたてた」、「人に感謝され、喜びを感じた」など社会貢献できたことに喜びを感じる人たちも少なくありません。(図4-11)

今後ともボランティア団体そのものや、活動内容の情報を提供し、多くの人の参加を促進していく必要があります。

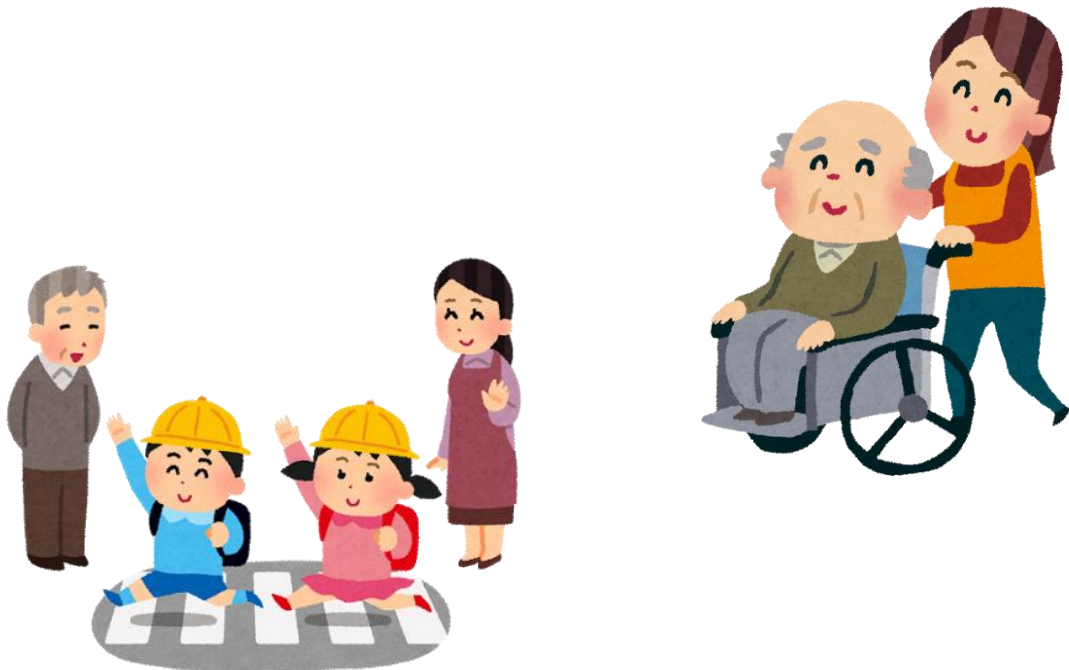


図4-8 現在参加しているNPOやボランティア、地域の活動

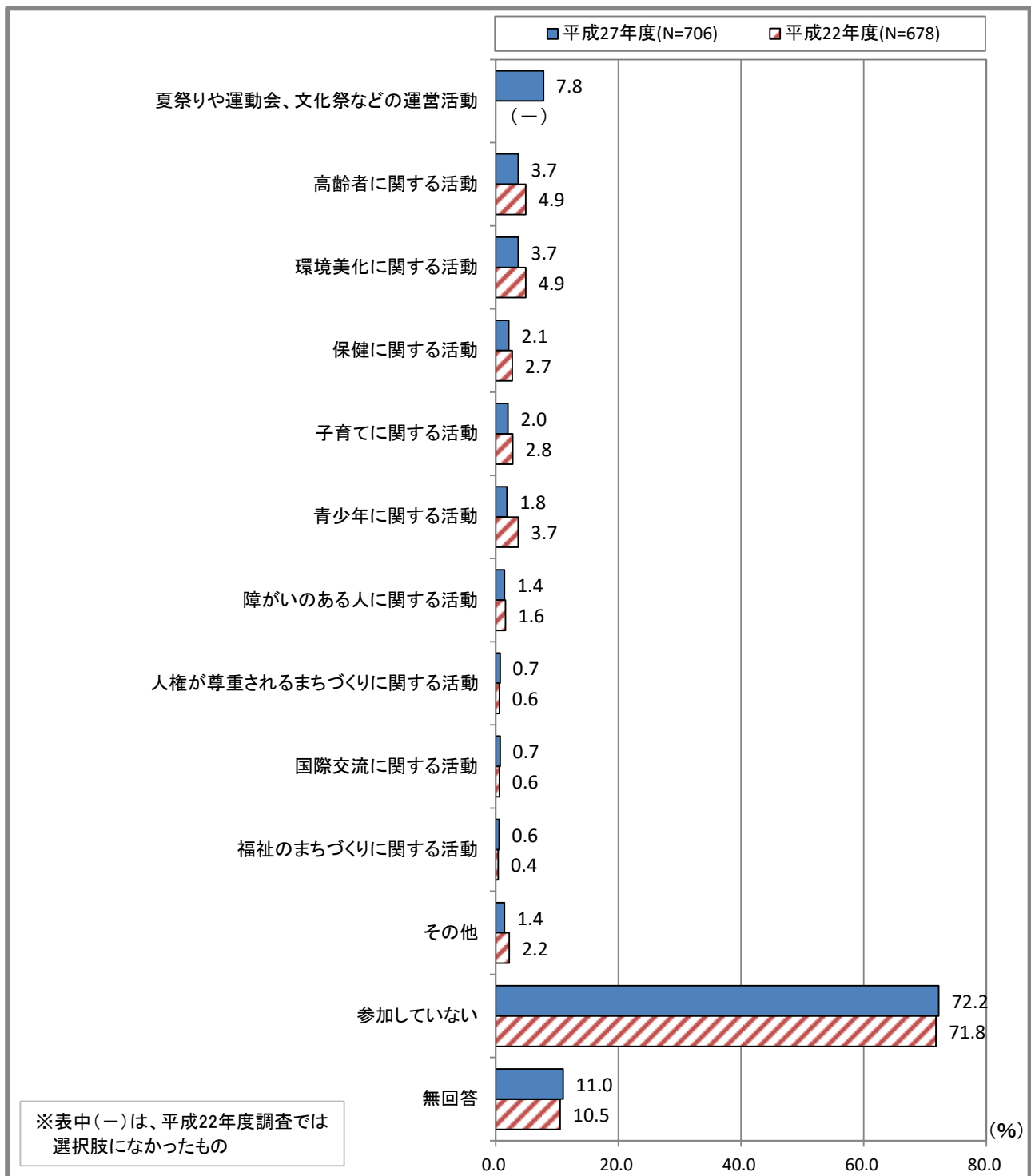


図4-9 今後参加したいNPOやボランティア、地域の活動

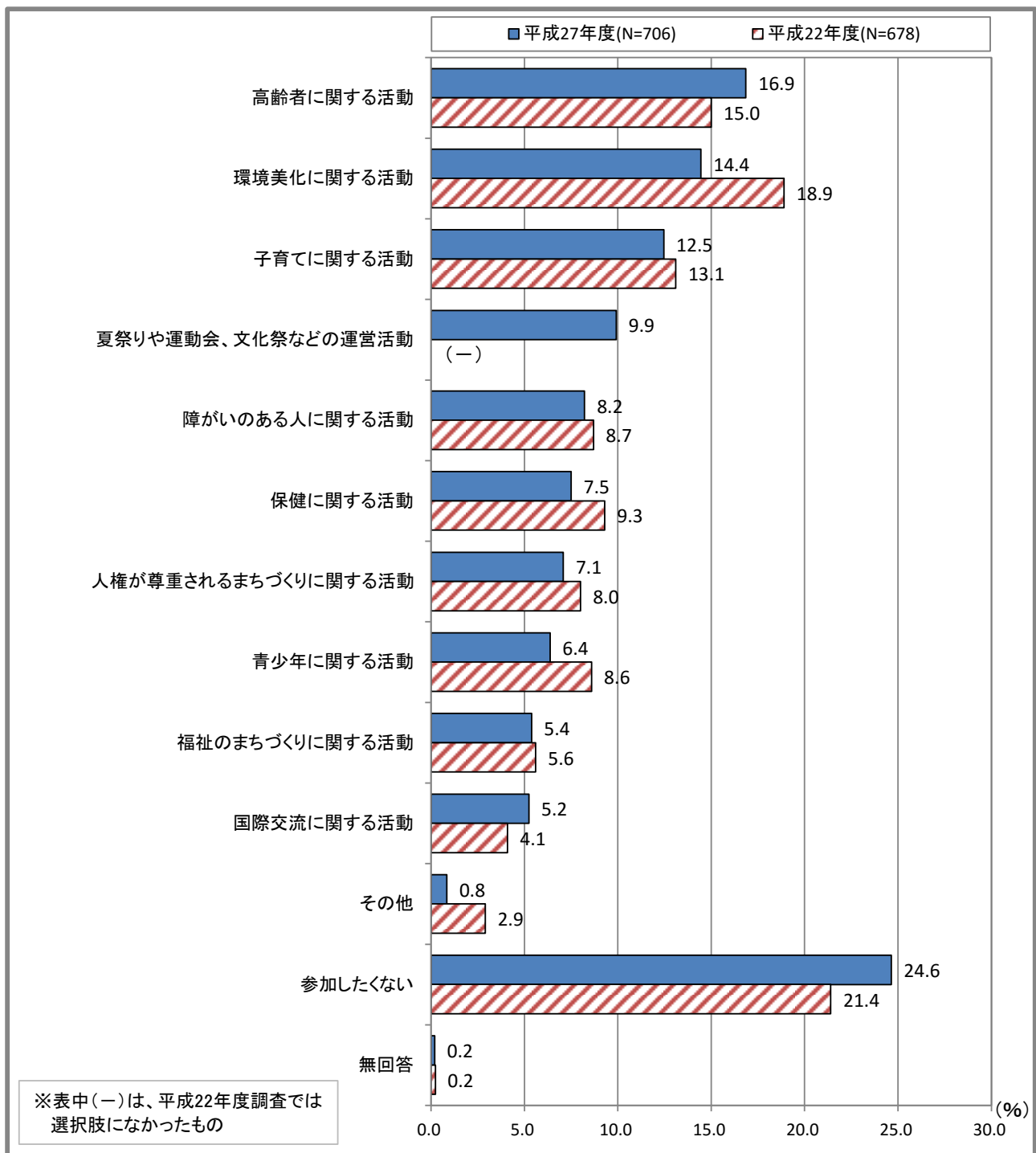


図4-10 NPOやボランティア、地域の活動への参加を妨げる要因

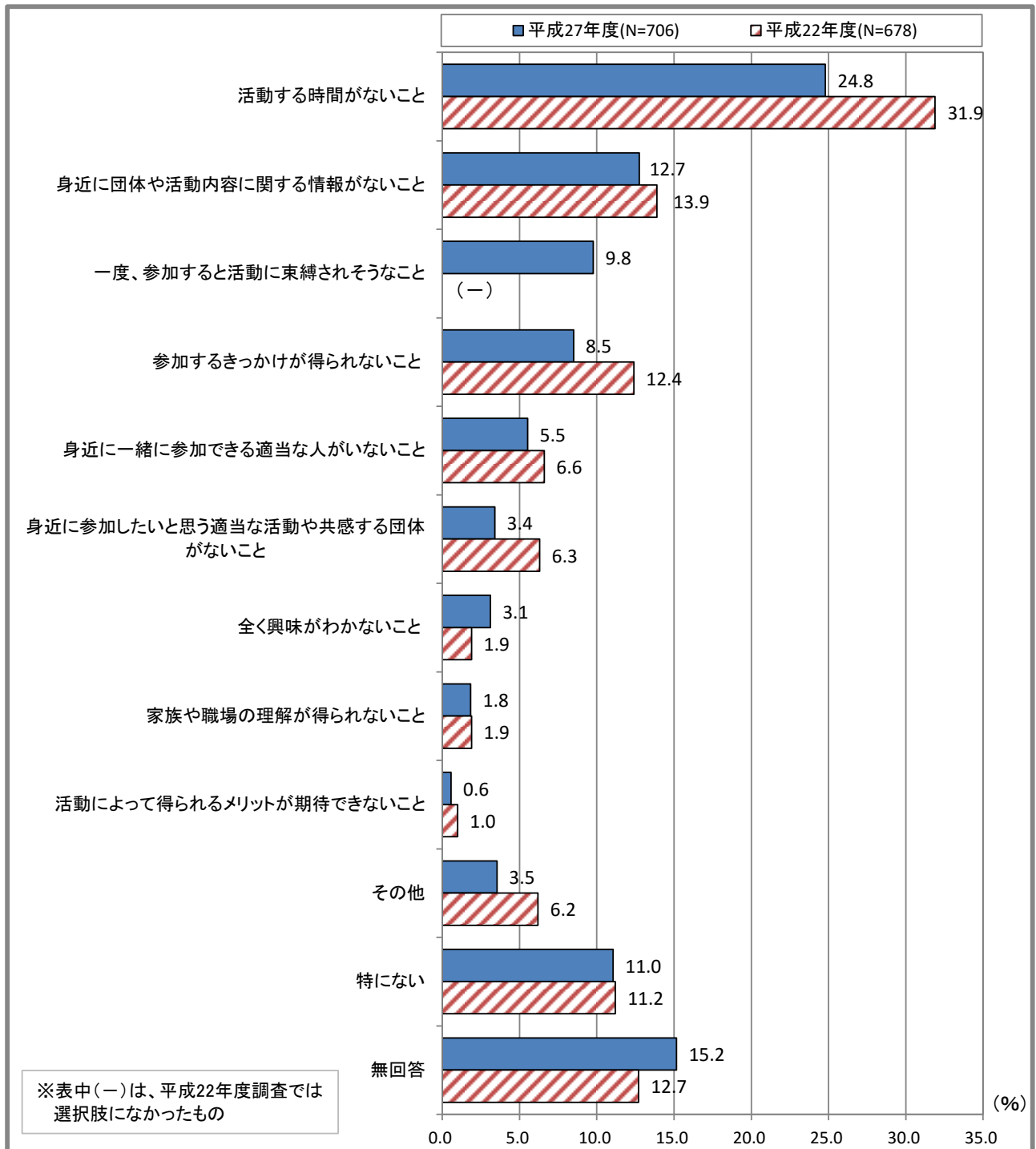
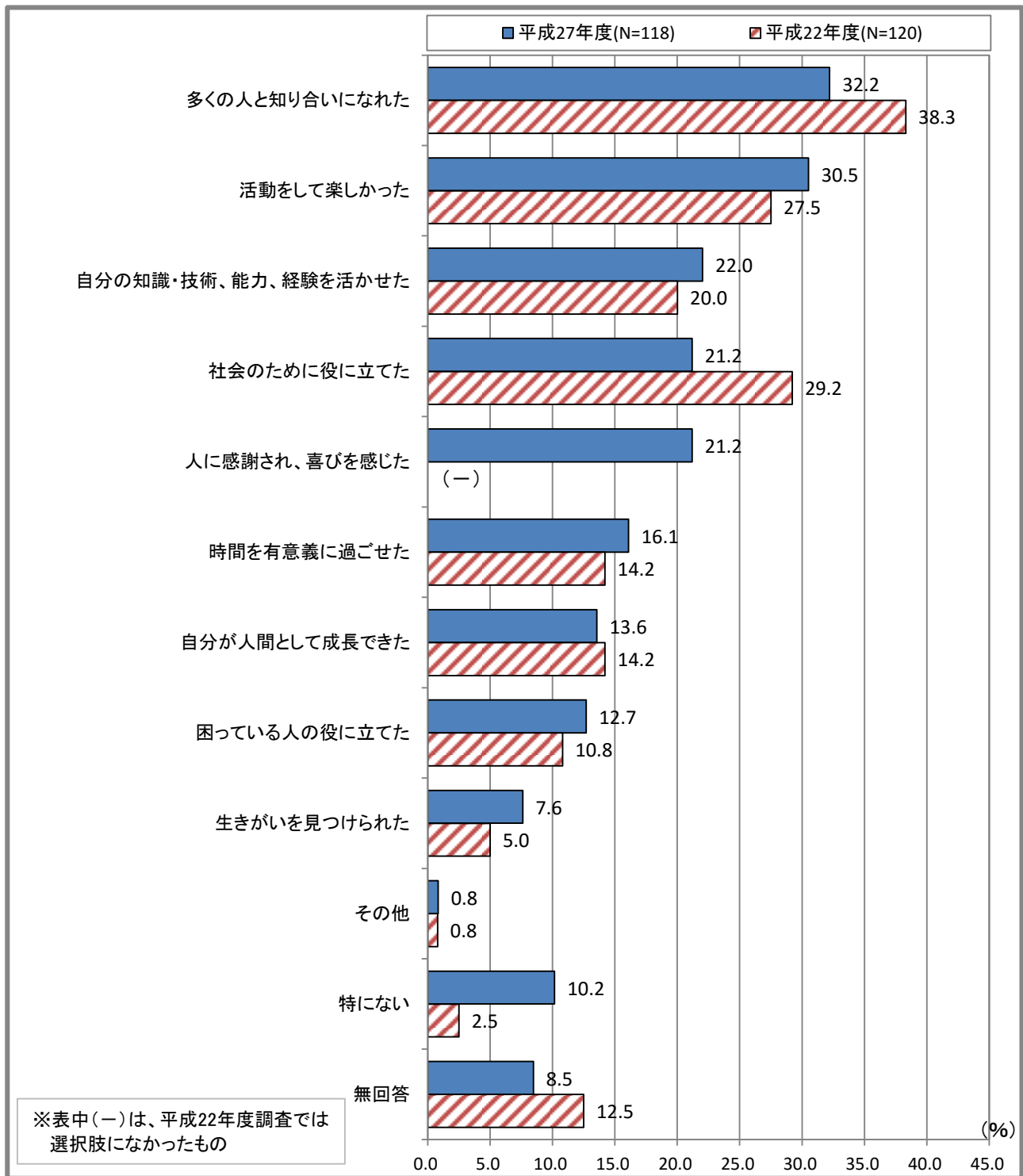


図4-11 NPOやボランティア活動等に参加して満足していること



(2) 今後の取り組み

市民のボランティア参加の機会を増やすため、ボランティア情報の収集・提供の充実を図ります。また、住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成するとともに、現在活動しているボランティア団体等の運営を支援します。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを家族や友人・知人と積極的に話し合います。 ● 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。 ● 様々な世代の住民が、興味の持てる分野でボランティア活動に参加できるよう工夫をします。 ● 地域福祉活動の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー、後継者として育成に努めます。
福祉事業者等	● 事業を通じ、福祉におけるふれあいの大切さを啓発するとともに、情報を提供します。 ● ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。
市社会福祉協議会	● 市民活動センターで様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。 ● 福祉協力校支援事業を通じて、将来を担う児童・生徒の社会奉仕・社会連帯の精神を養います。 ● ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。

取り組みの主体	取り組み内容
市（行政）	● 体験活動や講座などを通じてボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティアの養成に努めます。 ● ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。 ● 学校におけるボランティア体験学習の継続実施により、児童、生徒の理解を深めます。 ● 市民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。

（３）評価指標と目標

評価指標	現状 (平成 27 年度)	⇒	目標 (平成 32 年度)
NPOやボランティア、地域の活動などに参加している市民の割合	16. 7%	⇒	30. 0%
南島原市民活動センターに登録しているボランティア団体・個人数	36団体 17個人	⇒	50団体 30個人
南島原市民活動センターに登録しているボランティア団体・個人構成人員数	1, 549人	⇒	2, 000人



6 地域における子育て支援の促進

(1) 現状と課題

少子化は、活力ある地域社会づくりにあたっての大きな課題です。本市においては、合計特殊出生率は全国と比べて高いものの、子どもの数は少なくなっています。

今日の子育ての困難は、子育てに不安やいらだち、悩みを抱えながら、孤立したなかで子育てをしている母親が少なくないことにあります。子育ての責任と負担を母親だけが背負うことがないように、家庭における男女共同参画を促進する必要があります。

また、現在は共働きで忙しい両親が多く、会話の少ない親子関係、孤食の子ども、居場所がなくて遅くまで外にいる子どもの存在など、子どもの健全育成に影を落とす現実もあります。子どもを狙った犯罪の危険性もあり、地域住民が目配りをし、地域で子育てに取り組む意識が望まれます。

そのためには、地域における情報の共有化を図り、民生委員・児童委員を中心に、地域全体で子育て家庭に関わりを持ち、それぞれのニーズにあった支援を行うことが必要です。

なお、障がいのある子どもの保護者については、特に育児不安軽減の必要性が高く、県や事業所との連携を図りながら、今後も引き続き、療育相談体制及び家族支援の充実に努める必要があります。

(2) 今後の取り組み

子育て支援センターを、子育て中の親子が気軽に集える・情報提供の拠点とし、関係機関や地域組織とも連携を取りながら、地域ぐるみの子育て支援を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 子育ての当事者は、気軽に話し合える子育て仲間をつくるよう努めるとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。 ● 子育てをする人が身近にいる場合、気軽に話し相手になり、知識や情報を交換するようにします。 ● 安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流し、「地域の子ども」として認識してもらえよう努めます。 ● 登下校の時間帯に合わせた買い物や犬の散歩などを行い、地域で子どもたちを見守ります。 ● よその子どもでも我が子のように叱る近所の大人と子どもの関係づくりに努め、子どもの健全育成上問題のある行動に対し、毅然とした態度で臨みます。

取り組みの主体	取り組み内容
福祉事業者等	● 福祉活動を通じ、子育て関連情報を地域に提供していくよう努めます。 ● 障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるよう、地域と一体となって支援します。
市社会福祉協議会	● 各地区において、各種福祉団体と連携を図り、子育て支援事業を推進します。
市（行政）	● 相談窓口でもある子育て支援センターを中心に、子育て支援のネットワークづくりを推進します。 ● 学校、幼稚園、保育所、認定子ども園、放課後児童クラブなど、地域における子どもの居場所の確保を図ります。 ● 県や事業所との連携を図りながら、障がいのある子どもの保護者に対する療育相談支援体制の充実に努めます。

（３）評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 27 年度)	⇒	目 標 (平成 32 年度)
子育て支援センターにおける相談件数	22, 799件	⇒	23, 000件
保育所の受入児童数(延べ人数)	19, 920人	⇒	20, 500人
放課後児童クラブ(学童保育)の受入児童数	709人 (平成 26 年度)	⇒	800人



基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

1 きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり

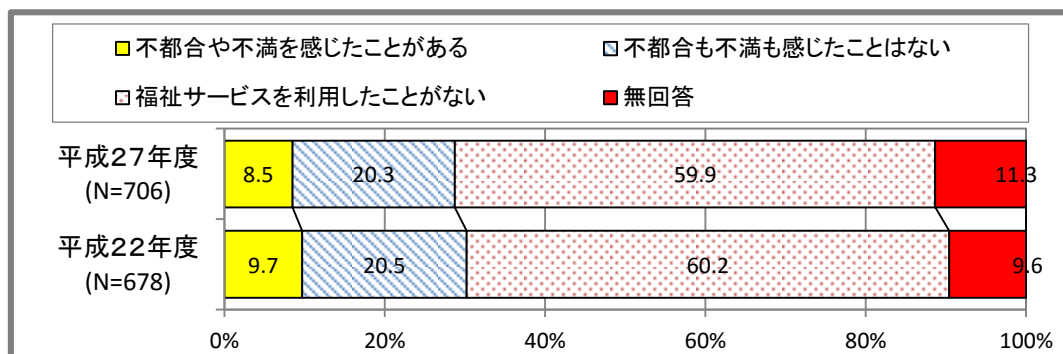
(1) 現状と課題

地域の中では、行政、社会福祉法人等、様々な主体による福祉サービスが行われています。しかし、市民の誰もが福祉の制度やサービスを必要なときに、適切に利用するためには、その情報が入手しやすく、わかりやすい形で提供されることが必要です。

また、自分や家族の生活上の悩みや地域での問題が適切に解決されるよう、身近な相談窓口が整備されていることも重要です。

市民アンケートの結果では、福祉サービスの利用者のおよそ4人に1人が、この1～2年に「不都合や不満を感じたことがある」と回答しています。その内容は「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」（40％）、「どのサービスが良いのかわからなく選びにくかった」（35％）、「どこに利用を申し込めばよいかわからなかった」（28％）と情報不足に関することが上位を占めています。（図4-12）

図4-12 福祉サービスの利用に関する不都合や不満の発生



(2) 今後の取り組み

地域における口コミや回覧板等も活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、小地域ネットワークをベースに、身近なところでいろいろな人が相談に乗ってくれるような地域のしくみづくりを行い、市役所や市社会福祉協議会の総合相談窓口につながる相談支援体制を構築します。

また、専門的かつ複合的な利用者ニーズにも対応できるよう、相談窓口の体制強化を図るとともに、関係機関との連携の下、地域にあるインフォーマルサービスを含めた人的、物的、技術的資源を組み合わせたケアマネジメントができる体制の充実を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 日頃から、市の広報紙やパンフレット、ホームページ等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めます。 ● 支援を必要としている人の把握等、地域における情報の収集に努めます。 ● 町内会、自治会等の地域団体への加入を促進し、地域住民に情報が行き届くように努めます。 ● 地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。 ● 民生委員・児童委員や食生活改善推進員、母子保健推進員のみならず、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、行政や専門機関などを紹介し、解決につなげます。
福祉事業者等	● 事業者自ら、福祉サービスの利用に結びついていない要援護者等への訪問活動等による福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や市社会福祉協議会等の相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。 ● 地域ケア会議の開催等による地域福祉ケアマネジメントに、専門的な立場で参加・協力を行います。
市社会福祉協議会	● 社協だよりや出前講座等による情報提供の充実を図るとともに、小地域ネットワークの構築支援を通して、地域の身近な相談支援体制の整備を促進します。 ● 行政とともに、福祉総合相談窓口の充実を図るとともに、相談者が住んでいる地域にある人的、物的、技術的資源を把握し、地域ケア会議等で専門的な見地から問題解決の提言ができる福祉活動専門員やボランティアコーディネーター等の育成や派遣を行います。

取り組みの主体	取り組み内容
市（行政）	● 市のホームページや広報紙への掲載、出前講座の開催等により、各種福祉制度やサービス提供のしくみ、さらにはサービス事業者の情報等、わかりやすい情報提供に努めます。 ● 専門的かつ複合的な利用者ニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、福祉・医療に係る総合相談窓口としての体制強化を図ります。 ● 職員自ら地域に出向くなど、潜在化しているニーズの把握とその対応に努めます。 ● 困難事例の解決について、地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

（３）評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 27 年度)	⇒	目 標 (平成 32 年度)
福祉サービスの利用に関して、ここ1～2年に「不都合や不満を感じたことがある」と回答した市民の割合	8. 5%	⇒	5. 0%
福祉に関する情報が必要なときに、「すぐに手に入らと思う」と回答した市民の割合	19. 4%	⇒	50. 0%

2 適切なサービス利用の促進

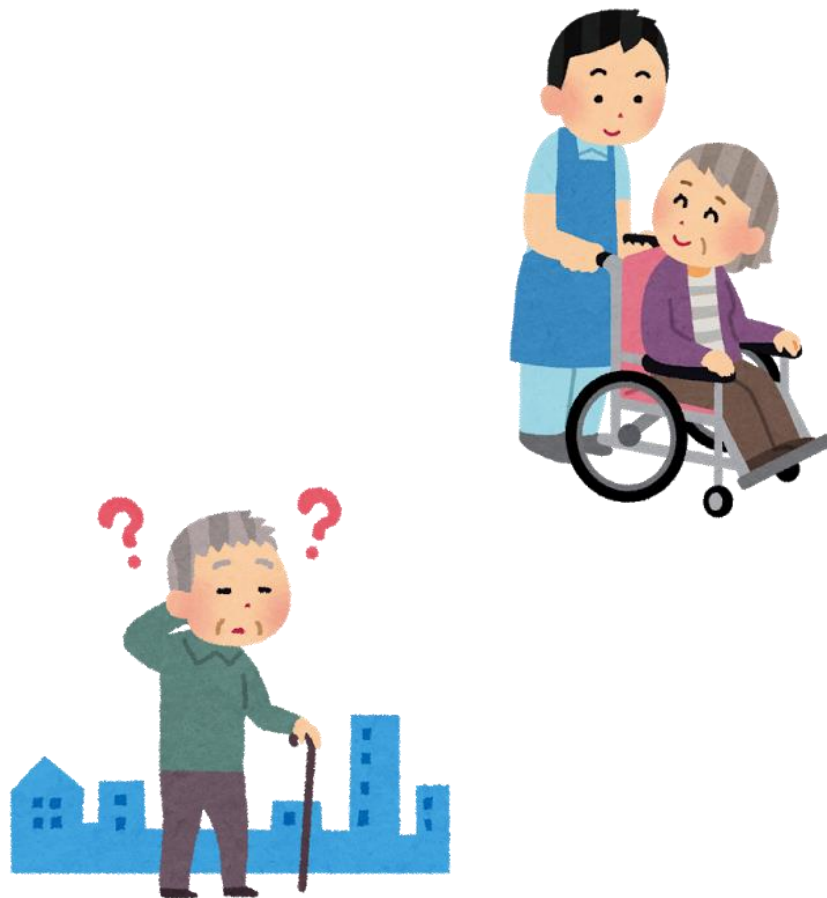
(1) 現状と課題

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりません。実際にはどの事業者のサービスが良いのか、要支援者の状況に適しているのか市民には判断しづらい面もあります。

利用者本位という考え方からすれば、福祉サービスの種類だけでなく、サービスの質や事業者の経営内容についてもわかるような情報提供が必要です。第三者評価を利用した事業者の積極的な情報提供が望まれます。また、利用してみて、事前に聞いていた内容と違っていたりした場合の苦情解決制度の周知も同時に望まれます。

また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利の行使を援助する制度としくみの普及・啓発、利用促進を図ることが必要です。

地域住民自身も必要に応じ、隣近所や民生委員・児童委員、市や地域包括支援センター、子育て支援センターなどに相談し、自分に適したサービスを選ぶように心がけることが望まれます。



（２）今後の取り組み

福祉サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を促します。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 困ったことがあるときは、一人で抱え込まず、身近な支援機関に相談します。 ● 地域に問題がある人や家庭があれば、市や地域包括支援センター、子育て支援センターなど関係機関に相談、連絡します。 ● サービス事業者に関する情報や苦情対応についての情報の共有化を図ります。
福祉事業者等	● 事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。
市社会福祉協議会	● 成年後見センター（成年後見制度・日常生活自立支援事業）の周知と活動を推進します。
市（行政）	● 事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。 ● 成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決のしくみの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

（３）評価指標と目標

評価指標	現状 (平成 27 年度)	⇒	目標 (平成 32 年度)
日常生活自立支援事業の利用契約者数	55人	⇒	80人
成年後見制度の利用契約者数(社協運営)	6人	⇒	20人

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

1 地域における健康づくり・介護予防の促進

(1) 現状と課題

健康はすべての人にとっての願いであり、市民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現代では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。福祉や医療など、いざという時の支援体制を整えることは大切ですが、自分の健康は自分で守り、つくるという自覚を持つことも大切です。

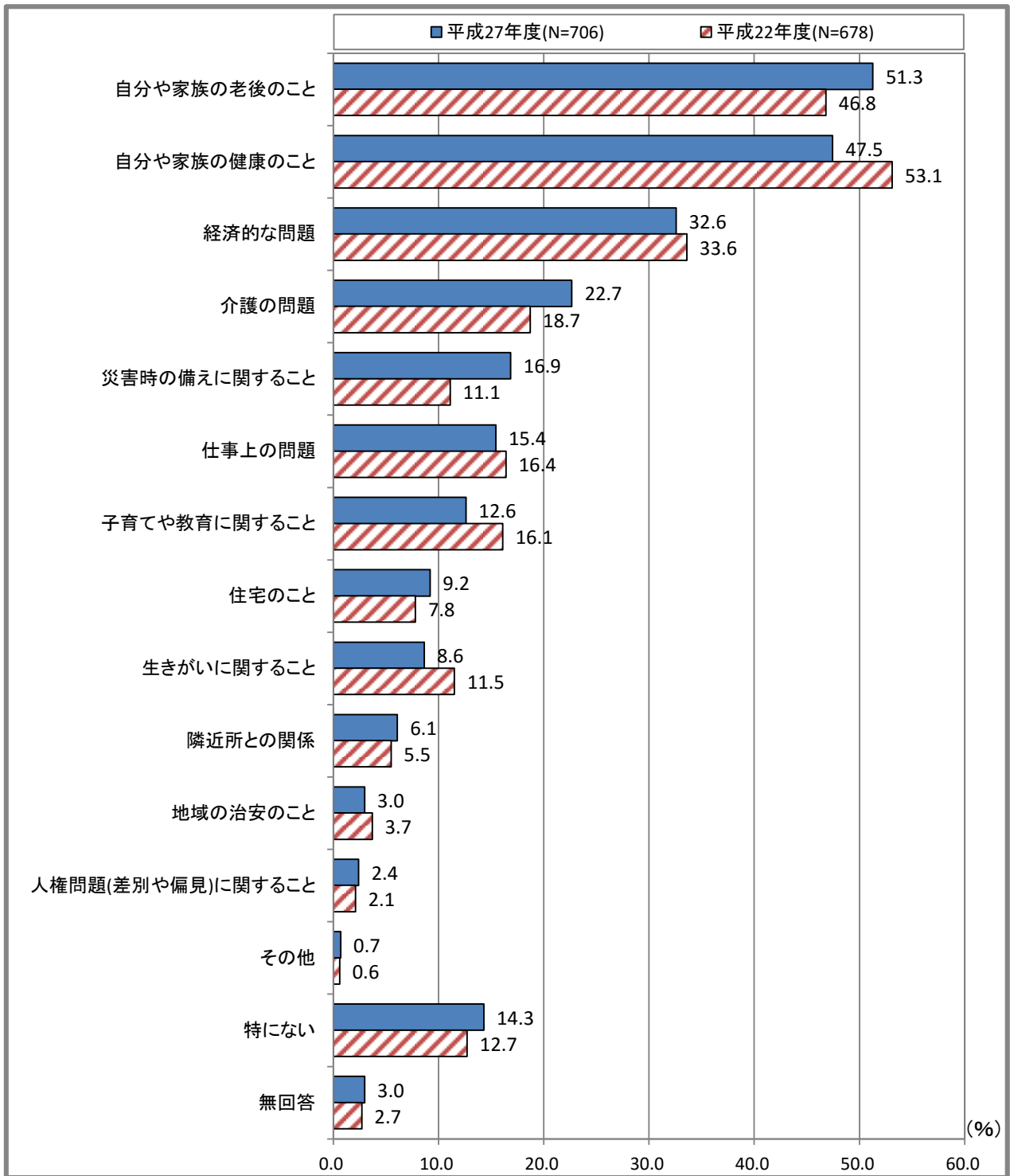
また、年を重ねても生涯現役を目指し、住み慣れた地域で、元気で自立した生活をおくっていくことは誰もが願うことです。

市民アンケートの結果では、日々の生活での悩みや不安として「自分や家族の老後のこと」(51.3%)と「自分や家族の健康のこと」(47.5%)が上位にあげられ、「介護の問題」も2割強あげられました。健康的な生活習慣を確立するとともに、できるだけ要介護の状態にならないような介護予防が必要であることがわかります。(図4-13 50ページ参照)

健康づくりや介護予防については、個人で単独で行うものより、仲間と一緒に複数人で行うほうが効果や長続きが期待できることもあります。また、介護予防の必要な方の中には、家に閉じこもりがちであったり、人との交流に積極的でなかったりする方もおられ、そうした方に介護予防への関心や参加への意欲を持っていただく必要があります。そのためには地域住民による声かけや仲間づくりが不可欠です。



図4-13 生活上の悩みや不安



(2) 今後の取り組み

住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを実践するとともに、各地区単位で実施する介護予防の取り組みによって、健康寿命の延伸を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等、健康づくりを実践するとともに、年に1回は健康診査を受け、自らの健康状態のチェックを行います。 ● 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。 ● 地域で開催される「生き生きサロン」等に積極的に参加します。
福祉事業者等	● 自立に向けたセルフケア（自己管理）を支援していきます。 ● 介護予防に関する知識の伝達により、住民の意識の啓発に努めます。
市社会福祉協議会	● 介護予防や健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。 ● 「生き生きサロン」を各地区の生きがいと健康づくりの拠点として捉え、サロン活動の支援に取り組みます。
市（行政）	● 「南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画」の推進を通じ、自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。 ● 健診などを通じた市民の健康情報管理、経年的な情報提供などにより、市民の継続的な健康づくりを支援していきます。 ● 食生活改善推進員等、健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。 ● 介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、基本的な知識の普及と住民の意識の啓発に努めます。

(3) 評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 27 年度)	⇒	目 標 (平成 32 年度)
特定健康診査受診率	47.9% (平成 26 年度)	⇒	60.0%
特定保健指導実施率	61.1% (平成 26 年度)	⇒	65.0%
胃がん検診受診率	12.7% (平成 26 年度)	⇒	24.0%
肺がん検診受診率	43.3% (平成 26 年度)	⇒	55.0%
大腸がん検診受診率	27.5% (平成 26 年度)	⇒	34.0%
子宮がん検診受診率	28.4% (平成 26 年度)	⇒	41.0%
乳がん検診受診率	28.6% (平成 26 年度)	⇒	42.0%
市高齢者人口に占める介護保険の要介護認定率	24.9% (平成 26 年度)	⇒	25.1%
介護予防自主グループ数	121 (平成 26 年度)	⇒	135
介護予防自主グループ活動者数	1,809人 (平成 26 年度)	⇒	2,100人



2 生きがい活動の促進

(1) 現状と課題

身体的な健康ばかりでなく、心や気持ちが健やかで、心身ともに健康であってこそ、地域で元気に生活をおくることができます。医療の進歩により、長寿化により余暇時間が増大し、いかに人生を謳歌するか、自分らしくいきいきと暮らすかが、一人ひとりにとって、大きな課題となっています。

高齢化がすすみ、全市民にこうした課題が広がるなか、心の健康を満たす「生きがい」を地域社会のなかで、どのように成立させていくかは重要な要素といえます。

市民アンケートの結果では、60歳代の方が、ボランティア・NPO活動に参加していて満足していることのなかに、「社会のために役立てた」、「多くの人と知り合いになれた」「困っている人の役に立てた」など、利他の心と仲間づくりを満足内容としてあげている方が多い結果でした。これらの活動が「生きがい」を感じることにつながると読み取ることができます。地域福祉活動に参加することは、生きがいづくりの観点からも意義のある活動と言えるでしょう。（図4-11 39ページ参照）

(2) 今後の取り組み

団塊の世代の退職に続き、今後も元気な定年退職者が増加します。自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生涯学習や就労、ボランティア活動など、また新しくチャレンジすることなど、生きがいを感じることでできる機会を増やすとともに、生きがいづくりの視点から、地域福祉活動の推進役になろうとする人材の確保を図ります。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 自らの意思や意欲に基づき、生涯学習や奉仕活動、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。 ● 自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。 ● 生きがいを感じる人が増やさないよう、人と人のつながりや、その人にあった活動を見つけやすくするための情報提供や場づくりに努めます。
福祉事業者等	● サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。
市社会福祉協議会	● 趣味活動を通じて、生きがいづくりを支援します。 ● 地域福祉活動のリーダーや、自らのボランティア経験を活かした助言・相談や情報提供などを行う人材を育成します。

取り組みの主体	取り組み内容
市（行政）	- 生涯学習機会を充実するとともに、市民が生きがいを持って取り組む市民活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。 - 高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、就労機会の確保に努めます。 - 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベントなどを実施しながら、活動の普及・推進を図ります。

（３）評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 27 年度)	⇒	目 標 (平成 32 年度)
NPOやボランティア、地域の活動に参加している65歳以上の割合	17. 4%	⇒	20. 0%



基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

(1) 現状と課題

近年、地震や台風、大雨・洪水といった大規模な自然災害が日本各地で発生しています。要配慮者、避難行動要支援者と言われる高齢者、障がい者、子どもは、災害に対する特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を進めるとともに、こうした要配慮者、避難行動要支援者の視点で対策を準備することが必要です。

市民アンケートの結果では、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかたずねたところ「災害時の手助け」（47.6%）が最も多くあげられています。また、ひとり暮らしの高齢者等、災害発生時に気になる人が地域にいるかたずねたところ、48.3%の人が「いる」と回答しています。この一方で、地震や風水害など災害に対してどのような備えをしているかたずねたところ「特に何もしていない」が62%をしめ、また、市内で95%の組織率をほこる地区の自主防災組織の存在を知っている人も10.1%にすぎませんでした。避難場所を知らない人も3割を超えます。（図4-14、図4-15、図4-16）

したがって、今後は、市民一人ひとりが防災意識と災害時における対応能力の向上に努める必要があります。子どもから高齢者まで幅広い参加を募って、地区の防災組織による防災訓練などの実施や、効果的な防災対策を講じる必要があります。



図4-14 一人暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人の存在

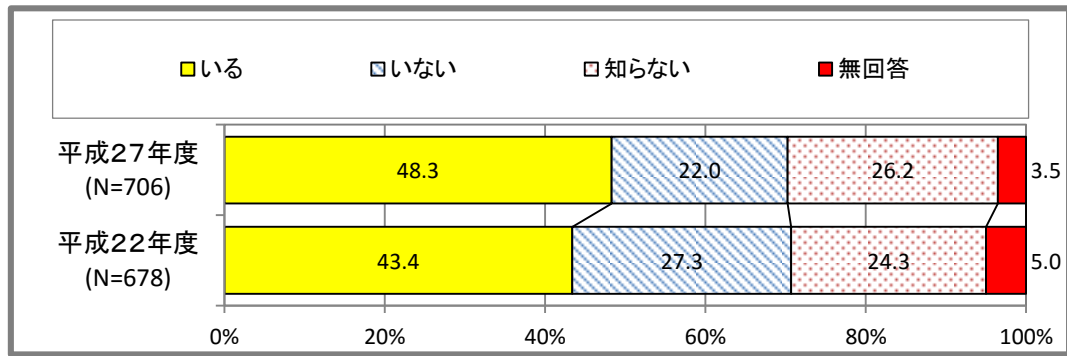


図4-15 居住する自治会における自主防災組織の有無

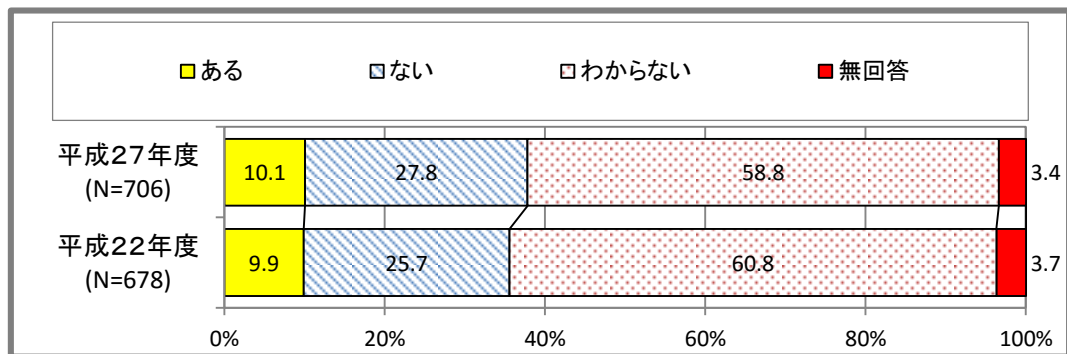
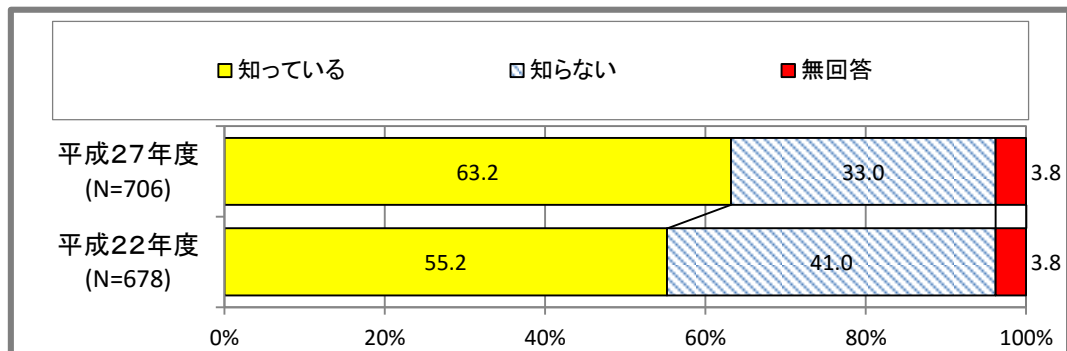


図4-16 災害時の避難場所について



(2) 今後の取り組み

「南島原市地域防災計画」に基づき、避難場所や避難経路の周知を図り、地域において相互に助け合える地域防災ネットワークの形成を推進し、地域の防災力の向上に努めるとともに、避難行動要支援者支援マニュアルにより「避難行動要支援者避難支援個別計画」の策定を推進します。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 災害時の避難場所や避難経路について、いつでも見られる場所に貼り、家族などで確認しあいます。 ● 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。 ● 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。 ● 日頃から高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、避難行動要支援者避難支援個別計画の策定に積極的に協力します。
福祉事業者等	● 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。 ● 事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。
市社会福祉協議会	● 関係機関と連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能の充実に努めます。 ● 小地域ネットワーク活動の進展を図り、近隣住民による避難行動要支援者への支援ができる体制づくりに努めます。

避難所



取り組みの主体	取り組み内容
市（行政）	● 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に市民に正確な情報を提供する体制を整備します。 ● 避難行動要支援者台帳の整備を進め、広報紙への掲載や説明会の開催などにより、その内容を周知するとともに、一人暮らしの要支援高齢者等、特に避難支援の必要性の高い人を中心に、個別の避難支援計画作成を行います。 ● 災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発を行います。 ● 避難所用緊急物資の整備を図ります。 ● 「避難行動要支援者福祉マップ」を作成し、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織との連携を絶えず図っていきます。 ● 一般の避難所で共同生活が困難な要支援者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の充実を図ります。 ● 防災訓練時に避難行動要支援者の参加を得ることで、実践的、効果的な防災対策を講じます。

（3）評価指標と目標

評価指標	現状 (平成 27 年度)	⇒	目標 (平成 32 年度)
災害時の避難場所を「知っている」市民の割合	63. 2%	⇒	100%
自主防災組織の組織率	95. 1%	⇒	100%
避難行動要支援者避難支援個別計画策定人数 (延べ登録申請者数)	1, 428人	⇒	2, 800人

2 地域における防犯活動の促進

(1) 現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が薄れていくにつれ、隣近所の動向がわからず、関心を持たない人が増えています。

普段の何気ない付き合いや地域社会の見守り活動に、地域における見張りの役目を期待することができます。

犯罪の発生や凶悪化など、住民相互の無関心がこれら犯罪を抑制できないことを認識する必要があります。

警察による防犯対策とともに、地域での日常生活のなかで、住民による見守りなど支え合い・助け合いの精神を発揮するなかで、地域の安全を守る対策が必要です。

(2) 今後の取り組み

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力を高めます。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。 ● 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。 ● 防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。 ● 子ども110番の家の設置に協力します。 ● 登下校の時間帯には、見守り活動を行います。
福祉事業者等	● 福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。 ● 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。
市社会福祉協議会	● 小地域ネットワーク活動を進展させ、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。

取り組みの主体	取り組み内容
市（行政）	● 防犯灯など、防犯施設の充実に努め、地域の安全環境づくりを支援します。 ● 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。 ● 発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。 ● 高齢者等を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。

（３）評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 27 年度)	⇒	目 標 (平成 32 年度)
市内の刑法犯認知件数	132件 (平成 26 年度)	⇒	—
悪徳商法等による市内の被害認知件数	6件 (平成 26 年度)	⇒	—
消費者相談の受付件数	237件 (平成 26 年度)	⇒	200件



3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 現状と課題

高齢化社会においては、共に生きるというノーマライゼーションの理念にもとづいて、社会生活を営むうえでの物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するだけにとどまらず、障がい者や高齢者に配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創り出していくものでなくてはなりません。（ユニバーサルデザインによるまちづくり）

高齢者や障がい者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることを示します。この実現には、市民全体の理解と協力が必要であり、そのためには、福祉のまちづくりが障がい者や高齢者だけでなく、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるという認識を市民に広めていくことが重要です。

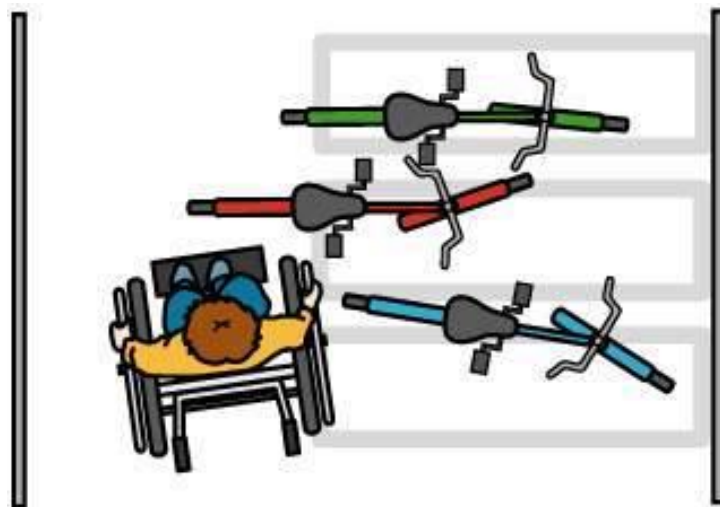
こういったハード面とソフト面での取り組み以外にも、例えば、「通院などの外出の手伝い」、「買い物の手伝い」など自力で外出できない要支援者の外出を支援することは閉じこもりを防ぎ、社会参加を促進することにもつながります。地域の支え合い、助け合いの一つとして外出支援の輪を広げていくことも重要です。

(2) 今後の取り組み

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、自力で外出することが困難な方への外出支援の輪を広げていきます。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 近所に移動が困難な人がいたら、買い物などの際に声をかけるなど、支え合いの一環として外出支援の輪を広げます。 ● 学校や商店街などと連携して、地域におけるバリアのチェックを行い、その改善方策を検討、実行します。 ● 杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪は絶対にしません。
福祉事業者等	● サービス利用者などの居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアのチェックを行い、その人にあった助言を行います。 ● 居宅改修などに際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。

取り組みの主体	取り組み内容
市社会福祉協議会	● 研修会や会議、広報活動等を通じて、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。
市（行政）	● 「バリアフリー新法」や「長崎県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 ● 移動支援サービスなど、外出支援のしくみが有効に活用されているかどうか点検するとともに、より有効性の高い支援方策がないか検討し、施策の充実を図ります。



4 生活環境の保全

(1) 現状と課題

近年、地球的規模で環境問題への取り組みがすすんでいます。

本市においても、快適な暮らしを確保する生活環境の保全是、地域の関心事のひとつです。ゴミの排出については、分別意識の啓発を始め、ゴミ出しマナーの徹底など叫ばれて久しい状況です。今後も引き続き、地域住民のマナーの徹底や清掃活動など環境美化活動への取り組みが望めます。

また、地域団体への調査では、空き家に関する問題があげられました。

高齢化が進めば、空き家や空き店舗が増加します。これらは放火されやすい対象であり、犯罪の温床や雑草や害虫の発生などの衛生面での問題や倒壊による被害の発生、また景観を損ねるなどの問題を生じさせます。また、空き家は放置されればされるほど、地域の環境に悪影響を及ぼすため、平成27年2月に、「空き家対策特別措置法」が施行されました。

空き家の所有者・管理者は、敷地の囲い込みや施錠など出入りの制限、適正な管理を行い、いつでも利用可能なように良好な状態に保つことが望めます。(税法上も得策です。)

地域においては、措置法とは関係なく、日頃から巡回パトロールの対象とするなど、安全面での取り組みが求められます。

利用可能な空き家については、地域の交流の場、支援活動の拠点など、地域福祉活動に活用することも望めます。

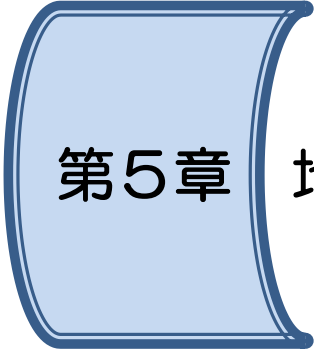


(2) 今後の取り組み

地域における快適な暮らしを確保するため、地域の美化と適正なゴミ処理に努め、日常生活における環境保全を推進するとともに、地域住民の協力に基づく空き家の適正な管理により放火等の防止に努めます。

取り組みの主体	取り組み内容
地域住民・団体	● 近所の高齢者等のゴミ出し支援を含め、地域でゴミ出しのルールを定め、地域の美化と適正なゴミ処理に努めます。 ● 空き家となりそうな住宅等の所有者・管理者は、良好な状態の維持に努め、犯罪につながったり、景観を損ねたりしないよう、また、地域で利用ができるよう努めます。 ● 所有者・管理者等による適正な管理が期待できない空き家については、地域における巡回パトロールの対象とするなど、放火等の防止に努めるとともに、地域における交流の場としての活用など、その有効利用を図ります。
市（行政）	● ゴミ出し、違法駐車や騒音、空き家対策など住民の快適な生活環境を守るため啓発を行います。 ● 空き家への防犯・防災対策や有効利用のため、必要に応じて法律で規定する限度内で、空き家や所有者に関する調査を行い、対策を検討します。



A light blue, rounded rectangular shape with a dark blue outline and a slight 3D effect, resembling a folded piece of paper or a decorative frame.

第5章 地域福祉活動計画

第5章 地域福祉活動計画

1 地域福祉活動計画の概要

(1) 地域福祉活動計画の目的

南島原市は、少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、地域ごとの生活課題は多様化・複雑化し、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して各々の制度の中で個別に対応していくだけでは、十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も大きく見直していく必要があります。

南島原市社会福祉協議会では、平成23年3月に「地域福祉活動計画」を策定しました。策定にあたっては、地域の皆さまの意見を計画に反映させるべく、アンケート調査や地域座談会など、多くの手順を踏みながらの策定でした。各地区のニーズに沿った地区別の計画を立てたのですが、私たちの推進不足もあり、十分な成果を達成できないまま、次の見直しの時期を迎えることとなりました。

この度の「第2期南島原市地域福祉活動計画」は、前回の活動内容を評価し、アンケート調査の結果を踏まえ、新たな福祉課題に向けて、南島原市と連携した取り組みを進めてきました。本計画は現在の南島原市の地域の実情に沿った計画となるように「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまち」を目指して、見直しを行なったものです。

本計画が地域住民はもちろん、自治会などの住民組織をはじめ、学校や企業、福祉施設等を含めた関係機関に理解され、それぞれの主体が地域福祉活動に取り組んでいけるよう、計画の推進を図っていきます。

(2) 地域福祉活動計画の法的根拠

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

社会福祉法（抄）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 基本理念・基本目標

① 計画の基本理念

南島原市で策定している「地域福祉計画」では、基本理念として「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまち」を掲げています。

本計画においても、この理念を基本とし、地域福祉に関する具体的な取組みを進めるため、市民、南島原市、各種関係機関や南島原市社会福祉協議会が協働し、すべての市民が安心して暮らせるまちの実現を目指します。

基本理念

誰もが輝き、支え合いながら、
安心して生活できる共生のまち

② 基本目標

基本理念の実現を目指して、以下4つの基本目標を設定し、地域住民や地域の様々な団体、福祉サービスを行う事業者等、行政等の活動の活性化を図っていきます。

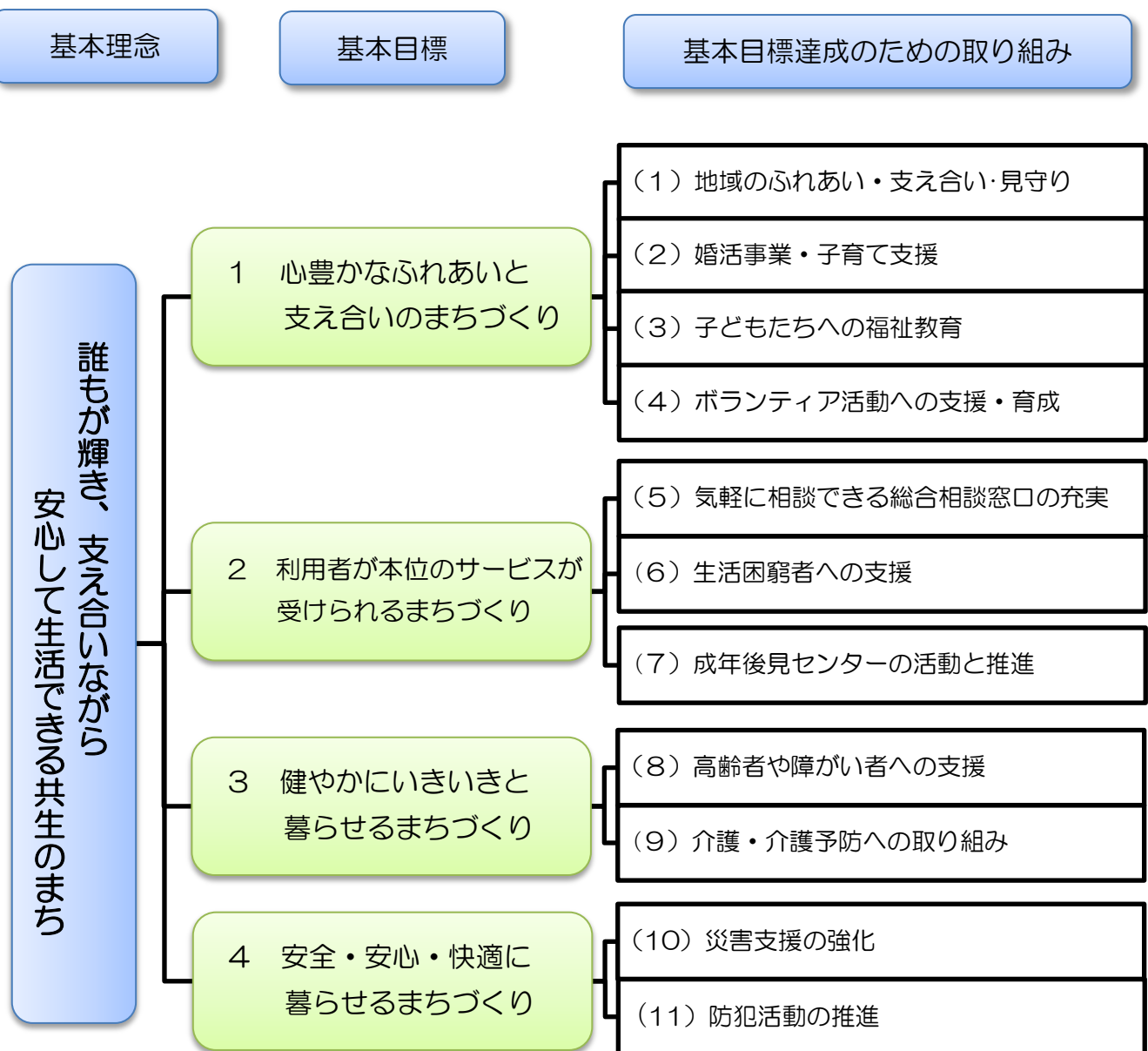
基本目標1 心豊かなふれあいと支え合いのまちづくり

基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

(4) 地域福祉活動計画の体系



(5) 地域福祉活動計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、社会福祉に係る動向を十分に踏まえ、南島原市福祉計画との整合性を図るため計画期間中においても、状況に応じて見直しを行うものとします。

2 地域福祉活動計画の展開

基本目標1 心豊かなふれあいと支え合いのまちづくり

地域福祉を推進するためには、地域での支え合い、助け合いが最も大切です。このため、南島原市社会福祉協議会では地域におけるふれあい・交流を促進し、人と人との絆を強め、日常的な安否確認や見守り活動など、市民の福祉意識を高め、地域での支え合い、助け合いの仕組みづくりを推進します。

近年、南島原市においても、人口減少が著しく、市や関係機関との連携をとり、婚活事業の推進のため、平成27年に設置した南島原結婚サポートセンターの充実を図り、結婚縁結びに努めます。

また、地域住民やボランティア団体等の活動を活発化します。小地域活動の活性化に重点を置き、地域ニーズ・課題の把握に努めながら、地域福祉活動を推進するとともに、市内小中学校等と連携し、次世代を担う子どもを対象とした福祉教育を実践し、「心豊かなふれあいと支え合いのまちづくり」を目指します。

(1) 地域のふれあい・支え合い・見守り

事業名	展開
社会福祉大会	社会福祉関係機関・ボランティア団体や住民の方々が一堂に集い、南島原市の社会福祉発展に功績のあった人々を顕彰するとともに、市民の社会福祉に対する理解と意識の高揚を図り、地域住民自らが主体となった福祉活動の充実と推進に資することを目的として開催します。
社協まつり	市民の方々に地域福祉及び社会福祉協議会、福祉団体等の活動を広く知っていただくと共に、同じ地域に暮らす住民の方々も参加し相互に交流することにより、見守りや支え合いの輪を拡大させ、将来にわたって誰もが安心して暮らしやすい地域を目指し、開催します。
世代間交流事業	しめ縄作りや餅つき事業など、世代間での交流を促進し、地域の方々との交流を持ち、顔がみえる関係をつくれるような事業の展開を図ります。
ふれあい会食・配食事業	高齢者の一人暮らし世帯や夫婦世帯を対象に会食・配食事業を通じて、ふれあい、見守り活動を行います。
空き家の活用	空き家等を活用し、高齢者と児童等が集える場所を設置し、地域の方々がふれあえるような事業を企画・検討します。
福祉講演会事業	福祉に関する講演会を行い、福祉への理解を深め、福祉意識の向上を目指します。
地区懇談会	小地域のニーズ把握と問題解決のため地区懇談会を開催します。

(2) 婚活事業・子育て支援

事業名	展開
南島原結婚サポートセンター	南島原結婚サポートセンターの運営を強化し、センターへの登録者数の増加、成婚者数の増加、婚活イベントの実施を推進し、少子化の減少を図ります。
子育てサロン	育児中の母親同士の交流や情報交換、情報提供などを行うことで、安心して子育てできるように支援します。

(3) 子どもたちへの福祉教育

事業名	展開
福祉体験事業	アイマスク・車イス体験、高齢者疑似体験を通じて、児童生徒への福祉教育を推進します。
福祉協力校支援事業	福祉協力校支援事業を通じて、児童生徒の福祉意識の向上及び優しい心を育むよう推進します。

(4) ボランティア活動への支援・育成

事業名	展開
市民活動支援センター	市民活動支援センターの運営強化を図るとともに、ボランティアに対する理解を深め、ボランティア活動の活性化を目指します。
南島原市ボランティア連絡協議会	南島原市ボランティア連絡協議会の運営を支援し、更に発展するよう寄与します。
各種ボランティア講座・研修	介護予防ボランティア講座などを開催し、ボランティアの養成に努めます。

基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

子どもから高齢者まで誰もが地域で安心して暮らすためには、必要な人が適切な福祉サービスを利用できる状態にあることが重要です。困ったときに自ら言える力を持つ市民が増えるとともに、明確な情報発信ができない人へも目を向け、日常的な繋がりにより、いざという時に助けることができる活動が広がることが大切です。

南島原市社会福祉協議会では、保健・医療・労働・住宅・教育など、他の領域とも連携を図りながら、総合的に生活を支援する体制づくりに努めます。総合相談についても、地域の見守り活動を生かしながら、地域に出向き、積極的な見守り、援助を展開していく相談援助を展開していきます。

また、高齢者や障がい者が地域で安心して生活が送れるよう権利擁護を推進するため、成年後見センター事業の拡充を図ります。

(1) 気軽に相談できる総合相談窓口の充実

事業名	展 開
心配ごと相談	各地区で月に2回、心配ごと相談所を設置・運営しており、日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言指導を行い、生活支援と福祉の向上を図ります。
無料法律相談	年6回開催し、弁護士による専門的な助言指導を行います。

(2) 生活困窮者への支援

事業名	展 開
生活福祉資金	長崎県社会福祉協議会の相談窓口や申請手続き等の代行として、所得の少ない世帯、障がい者がいる世帯、病気療養中や介護を要する高齢者がいる世帯に対し、低利子（一部無利子）でお金を貸し付けることと必要な援助をおこなうことによって、経済的自立と在宅福祉の増進を図ります。
南島原市生活福祉資金	南島原市社会福祉協議会が行う生活福祉資金は、所得の少ない世帯、障がい者がいる世帯、病気療養中や介護を要する高齢者がいる世帯に対し、無利子でお金を貸し付けることと必要な援助を行なうことによって、経済的自立と在宅福祉の増進を図ります。

(3) 成年後見センターの活動と推進

事業名	展 開
南島原成年後見センター	南島原成年後見センターの運営強化を図り、判断能力の不十分な方への支援として、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し、金銭・財産管理や身上監護を提供し、福祉の推進を図ります。 関係機関・施設等との連携・協力を図ります。

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

高齢化が進む中で、健康づくりに対する関心を高め、理解を深めていくことが、ますます重要になってきています。日頃から、一人ひとりが健康で、いつまでもいきいきと暮らすこと（健康寿命の延伸）は、地域全体にとっても活力の向上につながり、地域福祉を支える基盤ともなります。

南島原市社会福祉協議会では、島原地域広域市町村圏組合介護保険課より受託して

いる、地域介護予防活動支援事業（一次予防）・通所介護予防事業（二次予防）・生きがいつくり教室事業を引き続き実施し、地域ぐるみで健康づくりや介護予防事業を推進します。

また、平成29年度より実施される総合事業（地域支援事業）にも、積極的に参加し、福祉サービスの適切な利用のために、サービスの質の向上に努めます。

（１）高齢者や障がい者への支援

事業名	展 開
食の自立支援事業	在宅の要介護高齢者等で食事の調理等が十分できない者に対し、栄養のとれた食事を訪問により提供することで、健康維持管理、配食時における安否確認及び孤独感の解消等を図ることを目的として、南島原市より委託を受け、実施します。
高齢者実態把握調査	高齢者のニーズを的確に把握・研究し、必要な支援ができるように努めます。
視覚障害者生活訓練等事業	視覚に障がいのある方、聴覚に障がいのある方が集い、仲間との交流を持つことで自宅での閉じこもりをなくすことを目的として、南島原市より委託を受け、実施します。
地域活動支援センター	障がいのある方々が集い、仲間との交流を持つことで生活のリズムをつけ自立へ向けたステップアップができることを目的として、南島原市より委託を受け、実施します。
福祉用具貸与事業	高齢者や障がい者への福祉用具等の貸し出しを行い、生活向上の支援を行います。

（２）介護・介護予防への取り組み

事業名	展 開
訪問介護サービス	ヘルパーが自宅を訪問し、利用者が健康と生活機能を維持し、生きがいを持って自分らしい生活を創っていただくことを支援し、在宅で安心して生活できるように身体介護や生活援助などのサービスを提供します。
デイサービス	自宅からセンターまでの送迎、入浴・食事の提供、生活の相談・健康状態の確認・機能訓練等のサービス、レクリエーション活動や趣味活動、地域との交流など各種行事に参加していただくことで、利用者の心身機能の維持を図り、精神的負担の軽減、社会的孤立を解消し、楽しくいきいきとした時間を提供します。

訪問入浴介護サービス	寝たきりの方など、自宅で入浴が困難な方の家庭を専門のスタッフが、入浴設備や簡易浴槽をつんだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行い身体の清潔保持と心身機能の維持を図ります。
居宅介護支援	介護保険を利用される、介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況に考慮して、適切なサービスが利用できるように支援します。
地域介護予防活動支援事業（一次予防事業）	介護予防の観点から、健康保持増進及び介護予防についての知識の向上及び心身機能の低下により生じる閉じこもりや孤立などの社会的障がいの回復又は予防を目的として、島原地域広域市町村圏組合介護保険課より委託を受け、実施します。
通所介護予防事業（二次予防事業）	要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の高齢者を対象として、生活機能低下の要因と考えられる「運動器」「栄養」「口腔」等の向上と改善につながる複合的なプログラムを専門職等の指導のもと実施し、要支援・要介護状態となることを予防することを目的として、島原地域広域市町村圏組合介護保険課より委託を受け、実施します。
生きがいづくり教室事業	高齢者の社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供する高齢者生きがいづくり教室を行い、健康保持増進はもとより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る目的として、島原地域広域市町村圏組合介護保険課より委託を受け、実施します。
家族介護教室	家族介護の技術向上を図るために家族介護教室を実施します。
サロン支援事業	文化・スポーツ・健康づくりなどをきっかけとした仲間づくりを支援します。
自主グループ交流会	バグゴ大会等を通して、高齢者の親睦・融和を図ります。

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

南島原市の推進する誰もが「安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」を柱に、南島原市社会福祉協議会では、各種災害発災後のボランティアセンター設置及び運営に努めます。普段より、災害発生時を想定し、地域の要援護者等を対象に見守り活動、救援活動の訓練等を通じ、日ごろからの備え（自助）・地域の支えあい（互助）の意識啓発に努めます。

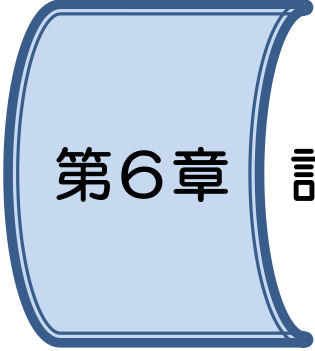
また、市内の児童生徒の安全・健全育成のため、見守り活動等を支援します。

(1) 災害支援の強化

事業名	展 開
南島原市災害ボランティアセンター	南島原市災害ボランティアセンターの設置訓練等を実施し、大規模災害時の対応と支援に備えます。
ちびっこ防災体験	災害時に必要な動きを体で覚えることに重点を置き、体験を通して、自ら行動できるようにすることを目的として開催します。
防災訓練	小地域における、防災意識の啓発を図ります。

(2) 防犯活動の推進

事業名	展 開
防犯ブザー配布事業	南島原市内の小学校新入生へ防犯ブザーを配布し、地域での見守り活動を推進します。



第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、市広報紙や市ホームページ上で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、市民への周知徹底を図ります。

2 関係機関などとの連携・協働

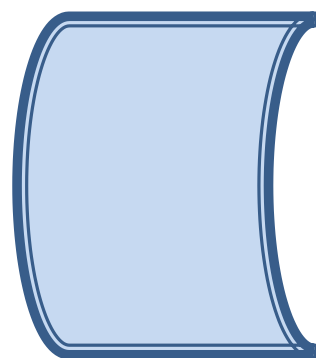
地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど等、多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である市社会福祉協議会との連携は言うに及ばず、自治会、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働の地域福祉推進に努めるとともに、重層的な地域福祉ネットワークの構築を支援していきます。

3 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、「福祉課」が事務局となり、毎年度、「南島原市地域福祉計画等策定委員会」へ報告し、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。





參考資料

南島原市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 22 年 9 月 13 日告示第 92 号

南島原市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画等」という。）を策定するため、南島原市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画等の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画等の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉計画等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業の関係者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 次世代育成団体の関係者
- (4) 市民団体の関係者
- (5) 関係官公庁の職員

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱をした日から第 2 条に定める所掌事務を終了するまでとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

2 委員が欠けたときは、速やかに補欠の委員を委嘱するものとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 22 年 9 月 13 日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

南島原市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

区分	団体名等	氏名	役職
社会福祉団体の関係者	精神障害者家族会雲仙会会長	伊 藤 武 夫	委員長
社会福祉事業の関係者	障害者相談支援事業所(市委託事業所) たすかる相談支援事業所相談支援専門員	渡 辺 禎二郎	副委員長
	市社会福祉協議会事務局長	池 田 茂 森	委員
	市地域包括支援センター所長	志 方 芳 仁	
社会福祉団体の関係者	市身体障害者福祉協会会長	宮 田 操	
	市老人クラブ連合会会長	相 良 綱 信	
	市民生委員児童委員協議会会長	松 藤 嘉 嗣	
次世代育成団体の関係者	市保育会代表	松 島 興太郎	
	市PTA 連合会会長	永 吉 宏 大	
市民団体の関係者	市ボランティア連絡協議会会長	松 尾 ヒサヨ	
	市消防団団長	大 山 秀 孝	
	市婦人会連絡協議会会長	林 悦 子	
	市自治会長連合会会長	栗 田 勝 敏	
関係官公庁職員	市福祉保健部長	相 良 哲 春	

第2期 南島原市地域福祉計画
第2期 南島原市地域福祉活動計画

平成28年3月

発 行 長崎県南島原市

企画・編集 南島原市福祉保健部 福祉課

〒859-2202 長崎県南島原市有家町山川58番地

TEL (050) 3381—5051

Fax (0957) 82—0217

南島原市社会福祉協議会 地域福祉課

〒859-2121 長崎県南島原市有家町石田8番地46

TEL (0957) 65—2888

Fax (0957) 82—0813
